

# 唐における侍御史知雑事と御史台の変容

小野 木 聡

**【要約】** 唐の御史台は、三院御史が「耳目の官」としての気概と矜持を有し、台長に制限されずに活動することで、組織全体が自律的に機能し得た。唐前半期において、その自律性を維持した存在は侍御史知雑事である。この知雑事は「三院御史の長」として三院御史に対する懲戒権を有し、三院の自律機能としての役割を果たした。玄宗朝には楊慎矜の就任に伴って知雑事の地位が上昇し、同時に懲戒の儀礼化が進められたことで、御史台における知雑事の権威は絶大なものとなる。唐後半期には、三院御史の統制を志向する台長が知雑事を人事的に影響下におき、知雑事は懲戒権を背景に三院御史を統制する存在となる。これにより、三院御史は「耳目の官」の理想像から次第に乖離し、その自律性も失われる。知雑事は台長との結びつきを強めて、その次官として機能するようになり、時人も次官として認識していた。次官としての知雑事は五代・北宋へと継承され、次官の地位を確立する。

史林 一〇一卷四号 二〇一八年七月

## はじめに

中国王朝において、皇帝は広大な国土を統治するために、膨大な人員を抱える官僚機構を用いた。しかし、官僚機構の全てに皇帝が目を配ることは事実上不可能である。そこで、官僚機構全体の把握を補助する役割を帯びたものが監察である。唐代において、監察は御史台が所管し、所属する御史がその任を帯びていた。皇帝の官僚機構把握を補助した御史は「耳目の官」と呼ばれ、強力な権限を与えられていた。しかし、御史に任せられる人々も官僚であり、監察対象である官

僚機構からの影響を完全に排除することは御史台にとって困難であった。胡宝華氏は、唐後半期において弾劾前に台長に報告する「閔白」や中書門下に状を送る「進状」の制度が設けられたことを例にとり、玄宗朝の宰相李林甫や代宗朝の宰相元載といった宰相の専権時期において、宰相・御史大夫・御史中丞が御史に対する統制を強めようとしたとする<sup>①</sup>。宰相が自己の行動を制約する監察に倦み、御史活動の抑制を志向したとする胡宝華氏の見方は妥当であり、これが唐後半期の趨勢であった。そうした中で、御史大夫や中丞は上司として御史達の統制を志向していた。本稿では、その御史統制に大きな役割を果たした「侍御史知雑事」に注目したい。侍御史知雑事については正史の志や政書類に詳しく語られておらず、これまで日の目を見ない存在であった。この侍御史知雑事の重要性に着目したのが頼瑞和氏である<sup>②</sup>。氏の指摘は、おもに次の四点である。(一)侍御史知雑事は御史中丞や権知御史中丞に昇進する地位であり、御史大夫と御史中丞に次ぐ地位であった。(二)侍御史知雑事は御史台を総攬する地位であり、御史から貴ばれる地位であった。(三)中晩唐の侍御史知雑事は御史中丞の上奏推薦によって郎官が出任するものであった。ただし、本官である郎官の職務は担っていない。(四)郎官が侍御史知雑事となる制度は少なくとも中晩唐には形成されており、制度の大半は憲宗朝で成立した。以上の指摘は侍御史知雑事の概要を示している。しかし、侍御史知雑事の制度的展開や御史台において果たした役割について究明されていない部分もあり、まだ検討の余地がある。本稿は頼瑞和氏の見解を基礎としつつ、侍御史知雑事の制度的展開を可能な限り究明し、これを通じて、御史台において侍御史知雑事が果たした役割と御史台の変容について考察する。なお本稿では、史料および書き下し文において正字体を用い、原注は( )で示す。また、筆者が必要に応じて補った語は( )、脱字と思われる語は〔 〕、前字を置き換えた語は「 」で示す。

① 胡宝華 「1001」。

② 頼瑞和 「1006」。それ以前に馬同勛 「1997」もあるが、

侍御史知雑事の名称など基本事項に対する言及にとじまる。

## 第一章 知雑事の権威

### 第一節 知雑事の地位向上

はじめに述べたように、侍御史知雑事（以降、知雑事とする）<sup>①</sup>に関する記述は正史や政書類において極めて少ない。しかし、皆無ではないため、まずはそこから窺える知雑事の姿を確認しておく。知雑事についての初見記事は『大唐六典』（以降、『六典』とする）にみえる。

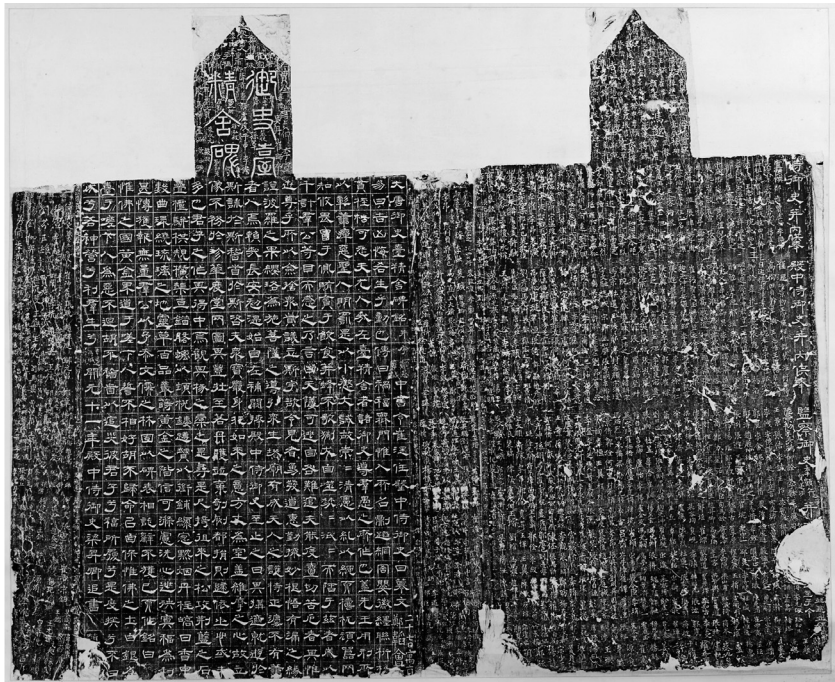
侍御史の年深き者一人臺事を判し、公廨雑事等を知す。次は西推・贓贖・三司を知し、受事監奏す。次は東推・理匭の事を知す。<sup>②</sup>

この記事を理解するには、まず御史台の基本構造を知る必要がある。唐代の御史台は長官が御史大夫（従三品、一員）、通判官（次官）が御史中丞（正五品上、二員）であり、その下に台院・殿院・察院の三院が置かれた。三院にはそれぞれ侍御史（従六品下、四員）、殿中侍御史（従七品上、六員）、監察御史（正八品上、十員）<sup>③</sup>が属しており、三院に属する御史は総称して三院御史とよばれた。また、三院では在職期間の長短によって院内序列が定められ、これに基づいて各院の業務が御史に割り振られた。特に各院の序列最上位、すなわち最古参の御史は「院長」として各院の統括を行うものとされた。これが御史台の基本構造である。先の史料はこの基本に従っており、三院御史中最上位の官品をもつ侍御史のうち、在職期間の最も長い者が御史台事を判し、また公廨雑事を知するものとし、以下の侍御史にも在職期間の長い順に職務を割り振ることを示した記事である。同様に侍御史の職務分担を示した『通典』の記事がある。

侍御史の職四有り、推（推は、推鞠を掌るなり）・彈（彈擧を掌る）・公廨（公廨事を知す）・雜事（臺事悉く總て之を判す）を謂ふ。殿中・監察以下の職事及び進名・改轉を定め、臺内の事悉く之を主り、號して「臺端」と爲す、他人之を稱して「端公」と曰ふ。其の知雜事は、之を「雜端」と謂ふ、最も雄劇爲り。<sup>④</sup>

これによれば、御史台事を判する知雜事は「雜端」ともよばれ、侍御史の職務の中で最も雄劇であつた。以上によつて、台院最古參の侍御史が御史台内の庶務を掌る「知雜事（知雜・知台雜・知台雜事）」の任を帯びた「侍御史知雜事」であり、御史台で最も重要かつ繁劇な職であるとわかる。知雜事がいつから存在したかを示す記述は確認できないが、知雜事が初出する『六典』の成書が玄宗開元二十六年（七三八）である以上、知雜事はそれ以前から存在したとみて間違いない。また、『通典』の本文の大半は玄宗天宝年間（七四二―七五六年）までの制度とされているため、『六典』と『通典』から垣間見える知雜事の姿は少なくとも玄宗朝（七二一―七五六年）のものともみてよい。ただし、知雜事就任が確認できる人物を博搜すると、玄宗天宝二年（七四二）の楊慎矜<sup>⑥</sup>が初見であり、なおかつ玄宗朝唯一の例である。『六典』に知雜事の記述がある以上、楊慎矜以前にも知雜事は存在したはずであるが、就任者の名を見出し得ない。これは楊慎矜以降に知雜事が史料に頻出する状況と対照的である。この対照的な状況を理解する手掛かりを求めて、玄宗朝に建てられた「御史台精舍碑」に目を向けてみたい。

御史台精舍碑については、清以来の研究の蓄積がある。<sup>⑦</sup> まずはこれらの先行研究に依拠して、石碑の概要を紹介する。太宗貞觀二十二年（六四八）、御史台には取り調べ対象者を繋ぐ獄舎（台獄）が置かれた。<sup>⑧</sup> この獄舎に繋がれた人々のために仏堂（精舍）が造られ、その仏堂建立を記念して玄宗開元十一年（七二三）に建てられた石碑が御史台精舍碑である。碑陽の銘文【画像一】は武后長安年間（七〇一―七〇四年）の殿中侍御史崔湜が撰し、開元十一年に殿中侍御史梁昇卿が追書したものであり、題額は篆書、銘文は隸書で刻まれている。碑陰【画像二】には碑陽と同様に隸書で「侍御史并内供奉」



【碑陽】

【碑陰】

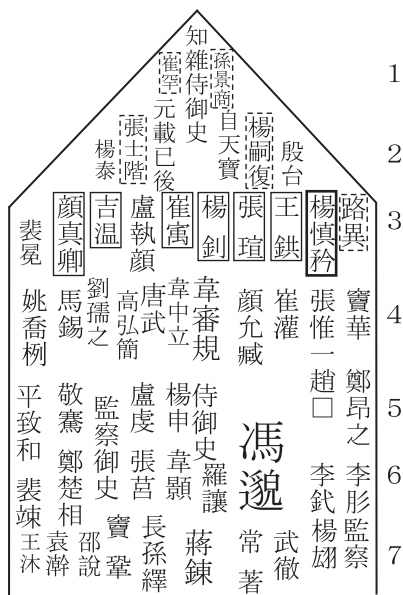
【画像一】 御史台精舎碑（拓本）

（崔湜撰・梁昇卿書「御史台精舎碑」、東京国立博物館所蔵、Image: TNM Image Archives.）

「殿中侍御史并内供奉」「監察御史并裏行」と三段に分けて刻まれ、各段に御史の題名が刻まれている。題名のうち、各段最初の盧懷慎・崔湜・陸景初の三名は隸書であり、ほかの題名は小楷で刻まれている。田村孝弘氏が指摘するように、これによって各段最初の題名は建碑時に刻まれたものであり、その他の題名はその時々の御史達が順次刻み込んだものと分かる<sup>⑤</sup>。御史台精舎碑の題名は碑陰に設けられた三院御史題名欄に止まらず、碑陽や碑額の空所、碑陰額、碑側といった石碑のあらゆる部分に刻まれ、現在に唐の御史達の名を伝えている。

本稿では、碑陰額【画像二・釈文】に刻まれた題名に注目したい。碑陰額は「御史臺／精舎碑」と篆書で刻まれた題額の裏側にあたり、題額同様に圭形である。碑陰額の上部分には「知雑侍御史（自天寶／元載已後）」と小楷で刻まれ、その周囲には小楷で題名が





【釈文】 御史台精舍碑陰額

《凡例》

実線：楊慎矜が誣告された事件の関係者  
破線：中晩唐の人物



【画像二】 御史台精舍碑陰額（拓本）

（崔湜撰・梁昇卿書「御史台精舍碑」（部分）、  
東京国立博物館所蔵、Image: TNM Image  
Archives.）

刻まれている。碑陰額の刻字は、他の御史の題名と同様に小楷で刻まれていることから、すべて建碑当時には存在しなかったと分かる。さらに田村氏も指摘するように、年を載と称するのは玄宗天宝三載（七四四）であり、碑陰額は天宝三載以降に刻まれたものと推定できる<sup>10</sup>。したがって、少なくとも建碑時の開元十一年から天宝二年まで存在しなかった知雑事題名欄が天宝三載以降に新設されたことになる。これを整合的に理解すれば、開元十一年の建碑時点では侍御史の一職務に過ぎなかった知雑事がその後何らかの理由で地位を高め、侍御史題名欄から独立して知雑事題名欄が設けられるに至ったと考えられる。

知雑事の地位上昇を説明する史料はないが、御史台精舍碑の碑陰額から一つの推論を提示したい。それにあたって、まずは知雑事題名欄で最初に鏤刻された題名が誰であるかを検討する。これが判明すれば、知雑事題名欄が設けられた時期とその理由も明らかになる。漢字の書字方向から考えれば、最初に

刻まれた題名は一番右上に位置するはずである。しかし、この碑陰額の場合、一番右上の題名はいずれであろうか。結論から言えば、第三段の「楊慎矜」が最初に刻まれた題名とみられる。これよりも上方に位置する「知雑侍御史（自天寶／元載已後）」の周囲の題名、すなわち第一段の孫景商・崔罕と第二段の殷台・楊嗣復・張士階・楊泰の題名は後に刻まれたものである。これは、彼らの存命期間から推定できる。

まず、第一段の孫景商は正史に立伝されていないものの、墓誌銘が残されている。彼の墓誌銘によれば、天平軍節度使在任中の宣宗大中十年（八五六）に六十四歳で死亡しているため、生年は徳宗貞元九年（七九三）であり、中晩唐の人物といえる。同じく第一段の崔罕も正史に名がみえないが、裴廷裕撰『東觀奏記』に京兆尹として名がみえる。崔罕の京兆尹在任時期は大中十年とされており、その在任時期からみて中晩唐の人物と推定できる。次に、第二段の楊嗣復は牛李の党争において牛党として名が知られる人物であり、両唐書に立伝されている。列伝によれば、宣宗大中二年（八四八）に左遷先の潮州より京師に帰る途上、六十六歳で死亡している。したがって、生年は徳宗建中四年（七八三）であり、中晩唐の人物である。同じ第二段の張士階は正史に名がみえない。ただ、徳宗大曆十四年（七七九）に没した殿中侍御史張翔の墓誌銘に、その第三子として名がみえており、子である張士階の生年は大曆十四年以前のはずである。また、張士階が撰した兄張士陵の墓誌銘によれば、張士陵は邕管経略使在任中の憲宗元和十一年（八一六）に五十四歳で死亡している。これによれば張士陵の生年は代宗広徳元年（七六三）であるから、弟である張士階の生年はそれ以降となる。以上を総合すれば、張士階の推定生年は広徳元年から大曆十四年の間であり、中晩唐の人物と推定できる。残りの殷台と楊泰については詳細は知り得ない。しかし、前述の四名とともに題名が記されているため、殷台・楊泰兩名も中晩唐の人物と推定できる。第三段の楊慎矜は、先述のとおり史料にみえる玄宗朝唯一の知雑事である。中晩唐に生きた六名の題名が玄宗朝に生きた楊慎矜の題名より上方に位置する状況を総合的に理解すれば、孫景商・崔罕・殷台・楊嗣復・張士階・楊泰ら六名は、第三段以下が題名で埋まった後に、当時まだ空所のあった碑陰額の上段、すなわち「知雑侍御史（自天寶／元載已後）」

の周囲に題名を刻んだということになる。

次に、第三段の題名を検討する。第一行の路異は一旦措いておき、楊慎矜・王鉞・張瑄・楊釗（後の楊国忠）・崔寓・吉温・顔真卿の題名を検討する。楊慎矜は既述のとおり唯一玄宗朝の知雑事として史料にみえる人物である。就任時期は不明であるが、天宝二年に知雑事から権判御史中丞に遷っている<sup>24)</sup>。前述のとおり、知雑事題名欄は天宝三載以降に設けられたと考えられるため、楊慎矜が知雑事任中に自ら題名を刻んだ可能性はほぼ無い。ただし、他官に遷ってから楊慎矜が自ら題名を刻んだ可能性もある。しかし、楊慎矜自身が刻んだのであれば、「自天寶／元載已後」という不正確な記述をするとは考え難い。したがって、後人が過去の在任者として楊慎矜の題名を刻んだ可能性が高い。ただ、楊慎矜は玄宗天宝六載（七四七）十一月に宰相李林甫と御史中丞王鉞の謀略により逆賊の汚名を着せられて賜死されている<sup>25)</sup>。逆賊とされた楊慎矜の名をわざわざ刻むとも考えにくく、玄宗朝において楊慎矜の題名が刻まれた時期の下限は天宝六載十一月と推定できる。また、碑陰額において楊慎矜に続いて名がみえる王鉞以下六名は、いずれも何らかの形で楊慎矜が誣告された事件に関わっており、当時の官銜は王鉞（御史中丞、正五品上）・張瑄（太府少卿、從四品上）・楊釗（侍御史、從六品下）・崔寓（殿中侍御史、從七品下）・吉温（京兆府土曹參軍事、正七品下）・顔真卿（監察御史、正八品上）とみえる<sup>26)</sup>。王鉞・楊釗・崔寓・顔真卿はいずれも御史であり、その序列は官品の高低より明らかである。彼らの間にみえる張瑄と吉温は御史以外の官銜を帯びており、いずれも前の人物の官品より高い官品である。しかし、唐代において官職は官品の高低のみで判断されるものではなく、「清」「要」の基準が重要となる<sup>24)</sup>。そして、御史はいわゆる「清要官」であるため、清要官以外の官と単純に官品のみで比較することはできない。清要官とそれ以外では、その後の昇進で少しずつ差が生じることは十分に考えられるため、これを考慮に入れて官銜の高低をみた場合、楊慎矜に続いて王鉞・張瑄・楊釗・崔寓・吉温・顔真卿の順で知雑事となったと考えても問題ないであろう。これにより、同一段内における右から左への就任順序も確認できる。

そして、第三段の第一行、楊慎矜の右隣に刻まれた路異に戻る。すでに勞格・趙鉞「一九九二」で指摘されるように、



ここにみえる路異は『新唐書』宰相世系表に太子詹事・鄜坊節度使路恕の子として記載される兗州刺史路異と考えられる。<sup>25</sup> 路異自身の経歴は詳しく知り得ないが、幸いなことに父の路恕は両唐書の路嗣恭伝に附伝されている。路恕の没年は列伝に明記されていないが、その経歴から推定できる。路恕は父の路嗣恭が河陽節度使となった際に懷州刺史となっており、その時に「年纔かに三十」とある。<sup>26</sup> 路嗣恭が河陽節度使に任ぜられた年は徳宗建中二年（七八一）であるため、路恕の生年は玄宗天宝十一載（七五二）頃と推定できる。また、「卒年七十三」とあるため、<sup>27</sup> 没年は敬宗長慶四年（八二四）頃となる。路恕の生没年からして子である路異は中晩唐の人物と推定できる。よって、路異は楊慎矜の右隣に刻字されているものの、楊慎矜よりも後に刻まれたことになる。

以上のように、知雑事題名欄を検証すると、最初に刻まれた知雑事は楊慎矜であり、なおかつ後人の手によって刻まれたことが分かる。彼以前にも知雑事は存在したにもかかわらず、後人が彼の題名を最初に刻んだ理由は、鏤刻当時における知雑事の原点を楊慎矜に求めたからであろう。このように考えると、知雑事の地位向上と楊慎矜の間に何らかの関係があったと推定できる。この関係を探るために、楊慎矜の経歴をみてみよう。楊慎矜の父である楊崇礼は太府卿として国庫充実の功績があり、楊慎矜は父の後継として玄宗開元二十一年（七三三）に監察御史・知太府出納となり、期待どおりの成果を挙げている。<sup>28</sup> 知太府出納とは貨財を蓄える太府寺左藏庫の出納監督であり、太府出納使とも呼ばれた。<sup>29</sup> この職務は穀物を蓄える司農寺太倉の出納監督とともに、開元十九年（七三一）に監察御史の任とされていた。<sup>30</sup> その後、楊慎矜は父の喪に服し、喪が明けた開元二十六年に侍御史となるが、再び知太府出納を帯びる。<sup>31</sup> 侍御史の楊慎矜が監察御史の任であるはずの知太府出納を帯びた事実は、玄宗が楊慎矜の理財能力を高く評価していたことを示している。その後、「専ら雑事を知し、風格甚だ高し」とあり、<sup>32</sup> 理財能力を背景に玄宗の信頼を得た楊慎矜の権勢は、知雑事に就いてからも非常に強いものであったと分かる。権勢を得た楊慎矜は知雑事の地位において、三院御史に対して強い影響力を発揮したのである。その結果として御史台精舍碑の碑陰額に見て取れる知雑事の地位向上が生じたのではないかと推測する。後人が楊慎

矜の名を知雑事題名欄の最初に刻んだ理由は、この点にあると思われる。

## 第二節 知雑事による懲戒

前節では、優れた理財能力によって玄宗に重用された楊慎矜が知雑事に就いて権勢を振るつた結果、知雑事の地位も向上したとの推論を提示した。これは推論の域を出ないものの、史料中に楊慎矜以前の知雑事が見出せない一方、彼以降に知雑事が頻出するようになる状況と合致しており、その可能性は低くない。ただ、唐後半期を通じて史料に知雑事が頻出する状況からみて、知雑事は唐後半期を通じて高い地位を保っていたといえる。楊慎矜の権勢は知雑事の地位向上の契機を説明し得るが、権勢自体は楊慎矜一代限りであるため、彼以降も知雑事の地位が高かった理由を説明し得ない。したがって、楊慎矜によって向上した地位が一時的なものにとどまらず、継続した理由も考える必要がある。高い地位が長く継続した状況を考えれば、知雑事就任者の問題ではなく、知雑事であれば誰でも持ち得たもの、つまり知雑事の担う職務がその要因であったと考えられる。そこで本節では、知雑事の担う職務から知雑事の地位向上について検討する。知雑事の職務について、先行研究では殿中侍御史や監察御史らの職事、進名、改転など台内の事を判するとされるが、その根拠と思われる『新唐書』百官志や『通典』の記述にはいささか問題があり、これを鵜呑みにすることはできない<sup>34</sup>。これらを知雑事の職務と認めるか否かの判断は措くとして、本稿では明らかに知雑事の権限と認められるもの、すなわち三院御史に対する懲戒について触れる。知雑事による三院御史の懲戒について『六典』には次のようにある。

臺中に黄卷有り、職とする所を乱擧せざれば則ち之を罰す。其の新除せらるる者未だ制度に曉らかならず、罰日に萬錢を逾ゆる者有り。舊例、新人の罰四萬に止まるに、崔隱甫大夫と爲るに及び、其の數太だ廣きを以て之を減じ、萬二千を以て限と爲す。三院各おの院長有り、罰を議すれば則ち雜端に詢る。<sup>35</sup>

御史台には職務上過失のあった御史に過料を科す慣習が存在した。この懲戒にあたっては三院の院長が会議して、知雑事（雑端）にはかり決定したとされる。制度に通暁していない新任御史の中には、過料が一日一万銭を超える者も居り、旧例では新人は四万銭を上限としたが、崔隱甫が御史大夫になると、上限を二万二千銭に改めたとある。『六典』の記事からは過料の詳細は知り得ないが、後掲の『因話録』ではこの過料を「罰直」としている。唐代の罰直については、不明な部分も多い。ただ、罰俸制度の展開を論じる中で罰直に触れた梅原郁氏は、罰直は「九世紀の前半に出現」し、「一直二百文として、十直きざみで最高百直から二百直まで設定され、それが主としては下級地方官たちの徴税その他の懲戒に、時としては高官にも罰金ともいえる形で使われていた」とする。御史の懲戒においても罰直の語は、八世紀前半に成立した『六典』にはみえず、九世紀以降に成立した『因話録』にはみえる。以上より、御史に対する過料も唐後半期における罰直制度の整備に伴って罰直の形式で実施されるようになったと考えられる。また、玄宗天宝四載（七四五）の勅によれば、黄卷に御史の過失が記録された。そして黄卷に記載された内容に基づいて、知雑事（知雑御史）と御史大夫（長官）が御史の能否を判断し、その結果が中書門下に送られ、御史の評価に用いられたようである。このことから、黄卷の懲戒記録は御史の遷転に大きな影響力を有したとみられる。また、黄卷自体については、『六典』御史台・主簿の原注に「兼ねて官厨及び黄卷を知す」とあり、黄卷管理の実務は御史台主簿（従七品下、一員）が担ったと知り得る。

過料による懲戒の開始時期を明示する史料は見出せないが、前掲『六典』によれば、崔隱甫が御史大夫就任後に過料の上限額を改定しているため、崔隱甫が御史大夫に就任した玄宗開元十四年（七二六）<sup>①</sup>には既に存在したはずである。また、『六典』の記述からみれば、玄宗朝において御史に対する懲戒の最終判断は知雑事が行うものであり、知雑事は懲戒権を有したといえよう。知雑事に最終判断が委ねられた理由は、知雑事が最古参の侍御史であること、すなわち三院御史で最も御史の経験が長く、他の御史より相対的に職務に精通している点にあったと思われる。

知雑事による懲戒は、玄宗朝から大きく下って、宣宗朝（八四六―八五九年）に趙璘が撰した『因話録』にも見出せるが、

『六典』の記述とは様相を異にする。

公堂食會する毎に、雜事至らざれば、則ち檢轉する無く、惟だ相ひ揖するのみ。雜事至れば、則ち盡く憲府の禮を用ゐ、雜端 南榻に在り、主簿 北榻に在り、兩院則ち坐を分かち、匕筯を擧ぐと雖も、皆な談笑を絶つ。食し畢れば、則ち主簿 黄卷を持して揖して曰く「事を擧げんことを請ふ」と。是に于いて臺院長 雜端に白して曰く「事を擧ぐ」と。へ上堂せんと欲し、三院長各おの會堂の南廊下に於いて、先に雜端に白して云へらく「事を擧ぐべし」と。則ち擧げて曰く「某姓侍御へ更に姓の同じ者有れば、則ち第行を以て之を別かつ。某過有り、條に准らんことを請ふ」と。主簿 之を書す。へ其の兩院皆な此くの如し。若し擧ぐる時に差錯すれば、則ち最小の殿中 察院長を擧げ、最小の侍御史 殿院長を擧ぐ。へ又た錯へば、則ち向上の人迺ち擧ぐ。若し雜端失笑すれば、則ち三院皆な笑ふ、之を烘堂と謂ひ、悉く罰を免す。凡そ黄卷に見ゆる罰直 赦に遇へば悉く免す。臺長 諸院に至れば、凡そ官吏の罰する所、亦た悉く免す。<sup>44)</sup>

『六典』記載の懲戒は、三院院長が御史の職務上の過失を審議して、最終判断を知雜事に委ねるといふ事務的形式であった。これに対して『因話録』記載の懲戒は、三院御史が参集する公堂での食事が終わった後、三院御史の面前で行われる。その手順としては、まず主簿が黄卷を持ってきて揖礼し、「事を擧げんことを請ふ」と述べて御史の懲戒を切り出す。それに續けて台院長が知雜事（雜端）に向かつて「事を擧ぐ」と述べたのちに、過失のあつた侍御史の姓と過失内容を擧げて処分を求め、主簿がそれを黄卷に記載する。殿院と察院についても同様の手順で各院長が実施する。内容に誤りがあつた場合、殿院序列最下位の殿中侍御史が察院長の誤りを指摘し、台院序列最下位の侍御史が殿院長の誤りを指摘する決まりであつた。このように三院御史の面前で御史の懲戒を公開し、その手順も細かく定めることで、懲戒の儀礼化が図られていた。同様の記述は『通典』にもみえ、<sup>45)</sup>『因話録』にみえる儀礼化された懲戒は天宝安間に遡ることができ、<sup>46)</sup>『六

典』にみえる開元年間の懲戒は事務的に三院御史を処分するものであり、三院組織の自浄・自律機能として捉えることができる。一方、天宝年間以降の懲戒では、儀礼化によって知雑事の懲戒権が可視化され、なおかつ懲戒の公開によって見せしめの効果が付与されており、懲戒の持つ威力が高められている。要するに、知雑事による懲戒は三院御史を威圧する手段に変化したのである。

また、『因話録』には懲戒の他にも興味深い記述がある。三院御史が一同に会する公堂での食事は、知雑事が欠席した場合、三院御史は揖礼を交わすのみであったが、知雑事が出席した場合は「憲府の禮」を用いねばならず、談笑も許されなかつたとある。「憲府の禮」について詳細は知り得ないが、少なくとも揖礼で済むものではなく、より厳格な礼であったことは確かであろう。また、知雑事が出席した場合に静肅が求められた公堂において、知雑事が失笑した場合は、三院御史も共に笑い（烘堂）、処罰対象から外されていたとある。知雑事の挙動が三院御史の行動規範となっており、そこからは知雑事の高い権威が窺える。烘堂については、玄宗開元年間から穆宗長慶年間（八二一―八二四年）までの諸事が記された李肇撰『唐国史補』にも同様の記事がみえており、その慣例の存在は確からしい。強力な懲戒権に伴って高まつた知雑事の権威によって、三院御史は知雑事への追従を強いられ、『因話録』の状況に至つたとみられる。知雑事の高い権威は『唐国史補』の「御史台故事条」にも見出せる。

監察院長 同院と禮隔つ。語りて曰く「長に事ふること端に事ふるが如し」と。<sup>46</sup>

「御史の故事」として察院の院長は他の監察御史と礼を隔てるものとあり、「長（院長）」と御史の関係は「一端（雑端＝知雑事）」と御史の關係と同様であるとす。察院長の権威が察院内で高かつたことは、『因話録』の別の記事からも明らかである。<sup>47</sup> その察院長の高い権威を説明した記述ではあるが、前提として知雑事と御史の間も礼を隔てるものとの認識が



あり、その地位の差は歴然としたものであった。

本章でみてきたように、天宝年間における「楊慎矜の知雑事就任」と「御史に対する懲戒の儀礼化」によって、知雑事の地位が上昇した。ただ、この時点ではあくまでも知雑事は台院最古参の侍御史が受け持つ職務であり、「三院御史の長」としての性格が強い。知雑事は「長」たるが故に三院御史の敬意を集め、これに立脚して権限と権威をもっていた。天宝年間に起こったいずれの出来事も「三院御史の長」という性格を強化するものであり、知雑事の「三院御史の長」という性格は変化していかないのである。しかし、唐後半期において知雑事は「三院御史の長」という性格を失い、御史台統制の装置へと変化する。次章では唐後半期に起こった知雑事の性格の変化を知雑事の側面から検討する。

① 史料中において侍御史知雑事には「知雑侍御史」や「知雑御史」、「雑端」、「雑事」など様々な呼称が存在する。また、侍御史を省いて単に「知雑事」とよばれることも多かった。そこで本稿では、「侍御史知雑事」を単に「知雑事」と表記する。

② 『大唐六典』卷一三・御史台・侍御史・原注  
侍御史年深者一人判臺事、知公廨雜事等。次知西推・贓贖・三司、受事監奏。次知東推・理匭之事。

③ 三院御史の定員は史料により異なっている。しかし、本稿では大きな問題にはならないため、『大唐六典』と『旧唐書』職官志の定員に従う。

④ 『通典』卷二四・職官典六・侍御史  
侍御史之職有四、謂推（推者、掌推鞠也）、彈（掌彈擧）、公廨（知公廨事）、雜事（臺事悉總判之）。定殿中・監察以下職事及進名・改轉、臺内之事悉主之、號爲「臺端」、他人稱之曰「端公」。其知雜事者、謂之「雑端」、最爲雄劇。

⑤ 玉井是博「一九四二」は『通典』の李翰序に「上自黃帝至於唐天寶之末」とあり、杜佑自序の小注に「本初纂錄、止於天寶之末、其有

要須議論者、亦便及以後之事」とあることから「通典の初稿は天宝末を以て筆を止めた筈である」（四四七頁）とする。一方で、『通典』の現行本には天宝年間以後の記事も存在しており、「この天宝以後の記事は、多くの場合夾注として補入されてをる」（四四七頁）とする。ただ、本文にも天宝以後の年号がみえるため、玉井氏は本文にも進書後の加筆や後人の補入があると述べる。しかし、贅年や内容の考証によって加筆や補入と判断できる記事を除き、本文は天宝年間までの記事と判断せざるを得ない。

⑥ 『旧唐書』卷一〇五・楊慎矜伝  
（開元）二十六年服闋、累遷侍御史、仍知太府出納。…在臺數年、又專知雜事、風格甚高。天寶二年、遷權判御史中丞、充京畿採訪使、知太府出納使並如故。

⑦ 勞格・趙鉞「一九九七」、胡留元・馮卓慧「一九八三」、田村孝弘「一九九〇」、同「一九九二」、張忱石「二〇一二」、孫鶴「二〇一八」など。

⑧ 台獄については、八重津洋平「一九七〇」、毛健「二〇〇七」、唐華全・王旭「二〇一三」などを参照。

- ⑨ 田村孝弘〔一九九〇〕、一九〇—一九二頁。
- ⑩ 田村孝弘〔一九九〇〕、一九八頁。
- ⑪ 『唐代墓誌彙編』下冊・大中二二〇・唐故天平軍節度郵曹濮等州觀察使等使朝請大夫檢校礼部尚書使持節鄆州諸軍事兼鄆州刺史御史大夫上柱國賜紫金魚袋贈兵部尚書孫府君墓誌銘并序
- 公諱景商、字安詩、樂安人也。…年六十四、以大中十年八月廿二日薨于鎮。
- ⑫ 『東觀奏記』中卷・崔宰杖內園巡官被貶条  
崔宰爲京兆尹、內園巡官不避馬、杖之五十四方死。上赫怒、令與遠郡。宰臣論救、…宰臣益贊上無幽不察。宰止貶湖南觀察使。
- ⑬ 張榮芳〔一九八七〕、三二八—三三〇頁。
- ⑭ 『旧唐書』卷一七六・楊嗣復伝  
嗣復與牛僧孺、李宗閔皆權德輿貢舉門生、情義相得、進退取捨、多與之同。
- ⑮ 『旧唐書』卷一七六・楊嗣復伝  
嗣復七八歲時已能秉筆爲文。年二十、進士擢第。二十一、又登博學宏詞科、釋褐祕書省校書郎。…宣宗即位、徵拜吏部尚書。大中二年、自潮陽還、至岳州病、一日而卒、時年六十六。
- ⑯ 『唐代墓誌彙編』下冊・建中〇〇二・大唐故朝議郎行殿中侍御史賜緋魚袋安定張府君墓誌銘并序  
維大唐大曆十四年龍集己未十二月三日、朝議郎行殿中侍御史張公以官終於長安宣陽里之私第。…公諱翔、字子翼、安定人也。…有子四人。長曰士防、次曰士陵、次曰士階、小曰沙門、雖□秀敏徹、而年皆幼稚。
- ⑰ 『唐代墓誌彙編』下冊・元和一〇四・唐故朝散大夫使持節都督邕州諸軍事守邕州刺史兼御史中丞充本管經略使招討〔処〕置等使賜紫金魚袋張公墓誌銘并序
- 弟殿中侍御史賜緋魚袋士階奉述。  
惟唐元和十一年秋九月四日、邕管經略使兼御史中丞張公終於理所、以其月十四日嗣子助扶護神靈、匍匐萬里、粵明年秋八月三日、歸定于洛陽金谷原殿中府君之墓次、禮也。夫志陵谷者、其在貞石乎。季弟殿中侍御史士階、乃執筆含哀而書于石云。公諱士陵、字公器、其先安定人也。…享年五十四。
- ⑱ 勞格・趙鉞〔一九九二〕で指摘されるように、穆宗元和十五年（八二〇）に死亡した昭義軍節度使辛秘の神道碑に書者として名がみえるが（二一頁）、これ以上は知り得ない。
- ⑲ 『文苑英華』卷九一五・碑七二・神道三三・職官二三（節度二）・昭義軍節度使辛公神道碑（牛僧孺）  
僕射諱秘、字藏之、即常侍府君第四子也。…（元和十五年）以十二月己卯薨、享年六十四。…諸孤恭命、無敢墜失。既葬、會謀曰「先人德行官業、宜刻於石、以聞不朽。隴西牛僧孺、時號專業文。陳郡殷台、書迹絕妙。且其人吾家之婿、且練吾先人行事、敢不告求。」僧孺實紀錄而合實書。
- ⑳ 勞格・趙鉞〔一九九七〕で指摘されるように、『新唐書』卷七一・宰相世系表一下・楊氏・越公房に「秦、駕部郎中」とあるが（一四二頁）、これ以上は知り得ない。
- ㉑ 前掲注⑥参照。
- ㉒ 前掲注⑥参照。
- ㉓ 『旧唐書』卷一〇五・楊慎矜伝  
（李）林甫見慎矜受主恩、心嫉之、又知（御史中丞）王鉞於慎矜有間、又誘而陷之、鉞乃伺其隙以陷之。慎矜奪鉞職田、背冒鉞、詆其母氏、鉞不堪其辱。慎矜性疏快、素昵於鉞、嘗語讖書於鉞、又與選俗僧史敬忠游處、敬忠有學業。鉞於林甫構成其罪、云慎矜是隸家子孫、心規克復隋室、故蕃異書、與凶人來往、而說國家休咎。時天寶六載十一月、

玄宗在華清宮、林甫令人發之。玄宗震怒、繫之於尚書省、詔刑部尚書蕭隱之・大理卿李道邃・少卿楊璠・侍御史楊釗・殿中侍御史盧鉉同鞠之。又使京兆尹曹吉溫往東京收慎矜兒少府少監慎餘・弟洛陽令慎名等雜訊之。先令盧鉉收太府少卿張瑄於會昌驛、繫而推之、瑄不肯答辯。又使鉉與御史崔器入城搜慎矜宅、無所得、拷其小妻韓珠圍、乃在豎櫃上作一闌函盛讖書等、鉉於袖中出而納之、詎以示慎矜。及溫以敬忠至戲水驛東十餘里、使典說之「若至溫湯、即求首陳不可得矣。」去溫湯十餘里、敬忠乞紙筆於桑樹下具吐之。比見慎矜、敬忠證之、慎矜皆引實。二十五日、詔楊慎矜・慎餘・慎名並賜自盡。太府少卿張瑄決六十、長流嶺南臨封郡、亦死於流所。乃使監察御史顏真卿送敬忠至東京、殿中侍御史崔萬頃引慎名、令河南法曹張萬頃宣敕示之。

23 前掲注②参照。

24 池田溫「一九七〇」、二九九頁。

25 勞格・趙鉞「一九九二」、七六三頁。

26 『新唐書』卷一三八・路嗣恭佞附路恕佞

嗣恭節度河陽也、恕爲懷州刺史、年纔三十、楊炎用扞魏博、爲時嗤詆。

27 『旧唐書』卷一二二・路嗣恭佞附路恕佞

以右散騎常侍致仕、卒年七十三、贈洪州都督。

28 『資治通鑑』卷二一三・唐紀二九・玄宗・開元二十一年・是歲、

太府卿楊崇禮、政道之子也、在太府二十餘年、前後爲太府者莫能及、時承平日久、財貨山積、嘗經楊卿者、無不精美。每歲旬數省便、出錢數百萬緡。是歲、以戶部尚書致仕、年九十餘矣。上問宰相「崇禮諸子、誰能繼其父者。」對曰「崇禮三子、慎餘・慎矜・慎名、皆廉勤有才、而慎矜爲優。」上乃擢慎矜自汝陽令爲監察御史・知太府出納、慎名攝監察御史・知含嘉倉出納、亦皆稱職。上甚悅之。

29 『唐會要』卷五九・尚書省諸司下・出納使

開元二十六年九月、侍御史楊慎矜充太府出納使。

30 『新唐書』卷四八・百官志三・御史台・監察御史

開元十九年、以監察御史二人位太倉・左藏庫。

31 前掲注⑥参照。

32 前掲注⑥参照。

33 八重洋津平「一九七〇」、一七〇―一七一頁。胡澹沢「一九九三」、三一頁。

34 『新唐書』卷四八・百官志三・御史台・侍御史では「久次者一人知雜事、謂之雜端、殿中・監察職掌・進名・遷改及令史考第、臺內事頗決、亦號臺端」としており、これは『通典』卷二四・職官典六・侍御史の「侍御史之職有四、謂推（推者、掌推鞠也）・彈（掌彈擧）・公廨（知公廨事）・雜事（臺事悉總判之）。定殿中・監察以下職事及進名・改轉、臺內之事悉主之、號爲「臺端」、他人稱之曰「端公」を參考にしたとみられる。しかし、『新唐書』が侍御史知雜事の呼称とする「臺端」に注目すると、『通典』によれば「臺端」と「端公」は同じものを指すが、唐・李肇撰『唐国史補』巻下では「唯侍御史相呼爲「端公」とされ、また唐・趙璘撰『因話錄』巻五・徵部でも「曰臺院。其僚曰侍御史、衆呼爲「端公」とされており、侍御史は「端公」と呼ばれたと分かる。これに従えば、『通典』の「號爲「臺端」、他人稱之曰「端公」」の部分には侍御史の説明であり、その前の「定殿中・監察以下職事及進名・改轉、臺內之事悉主之」とする部分も侍御史の説明といえる。仮に知雜事の職務を説明したものと考えた場合、「定殿中・監察以下職事及進名・改轉、臺內之事悉主之」の部分には本来「臺事悉總判之」の部分とともに注であったと考えざるを得ないが、北宋版『通典』でも該当部分は本文とされておらず、この見方も妥当とは言

い難い。

③⑤ 『大唐六典』 卷二三・御史台・侍御史・原注

臺中有黃卷、不糾擧所職則罰之。其新除者未曉制度、罰有日逾萬錢者。舊例、新人罰止於四萬、及崔隱甫爲大夫、以其數太廣減之、以萬二千爲限。三院各有院長、議罰則詢於雜端也。

③⑥ 後掲注④参照。

③⑦ 梅原郁「二〇〇六」、六三二頁。

③⑧ 梅原郁「二〇〇六」、六三四—六三五頁。

③⑨ 『唐會要』 卷六二・御史台下・雜錄

(天寶) 四載十一月十六日、敕「御史官依舊制、黃卷書缺失。每歲委知雜御史・長官比類能否、送中書門下、改轉日褒貶。」

④⑩ 『大唐六典』 卷一三・御史台・主簿

主簿一人、從七品下、…。主簿掌印及受事發辰、句檢稽失。(兼知官廚及黃卷。)

④⑪ 『資治通鑑』 卷二三・唐紀二九・玄宗

(開元十四年二月) 上召河南尹崔隱甫、欲用之、中書令張說薄其無文、奏擬金吾大將軍。前殿中監崔日知素與說善、說薦爲御史大夫。上不從。丙辰、以日知爲左羽林大將軍、丁巳、以隱甫爲御史大夫。隱甫由是與說有隙。

④⑫ 『因話錄』 卷五・徵部

每公堂食會、雜事不至、則無所檢轄、惟相揖而已。雜事至、則盡用憲府之禮、雜端在南揖「榻」(一)、主簿在北揖「榻」(二)、兩院則分坐、雖擧匕筯、皆絕談笑。食畢、則主簿持黃卷揖曰「請擧事。」于是臺院(長)「(一)白雜端曰「擧事。」(欲上堂、三院長各於會堂南廊下、先白雜端云「合擧事。」)則擧曰「某姓侍御、更有姓同者、則以第行別之。」有某過、請准條。」主簿書之。(其兩院皆如此。若擧時差錯、則最小殿中學「察」院長(二)、最小侍御史舉殿院長。

〔又錯、則向上人過擧。〕若雜端失笑、則三院皆笑、謂之烘堂、悉免罰矣。凡見黃卷罰直遇赦悉免、臺長到諸院、凡官吏所罰、亦悉免。

〔一〕原文のまま「南揖」「北揖」では理解できないが、同様の記事を載せる『唐語林』 卷八・補遺では「南榻」「北榻」とする。

『通典』 卷二四・職官典六・侍御史に「其知雜事者、謂之「雜端」、最爲雄劇。食坐之南設橫榻、謂之「南床」。殿中・監察不得坐」とあり、食事を行う公堂では知雜事のために南に榻が設けられたとあるため、やはり知雜事は「南榻」に在ると理解できる。以上より「揖」は「榻」に改める。

〔二〕直後の原注に「三院長各於會堂南廊下、先白雜端云合擧事」とあり、台院長が雜端とは別に存在し、台院の場合も殿院・察院と同様に院長が行うものと理解する。また、『唐語林』 卷八・補遺にも同様の記事があり、そちらは「臺院長」とする。以上より『因話錄』では「長」が脱落したものと考え、「臺院」の直後に「長」を補う。

〔三〕同様の記事を載せる『唐語林』 卷八・補遺においても「院長」とあるが、「院長」のみでは三院長のいずれか分からない。文脈から考えれば、この院長は察院の院長である。直後に殿院の院長を「殿院長」と記すため、「察院長」とあるべきである。以上より『因話錄』では「察」が脱落したものと考え、「院長」の前に「察」を補う。

④⑬ 『通典』 卷二四・職官典六・御史台・主簿

每食則執黃卷、書其譴罰。

④⑭ 前掲注⑤参照。

④⑮ 『唐國史補』 卷下・御史台故事条

凡上堂絕言笑、有不可忍、雜端大笑、則合座皆笑、謂之「烘堂」、烘堂不罰。

## 第二章 知雜事の人事

### 第一節 知雜事人事の新体制

知雜事がみえる史料を丹念に検討すると、唐後半期の知雜事人事について二点の特徴が挙げられる。第一の特徴は台長<sup>①</sup>による知雜事推薦制である。文宗大和四年（八三〇）に舒元輿が撰した「御史台新造中書院記」には「御史府の新例、知雜事一人、中丞以て廷臣より選ぶを得<sup>②</sup>」とあり、御史中丞が知雜事を選ぶものとする。ここで「新例」とするのは、台院最古參の侍御史が知雜事に就任する「旧例」に対して「新例」ということであろう。ただ「選ぶ」とは言っても、多くの史料では「奏」<sup>③</sup>「表」<sup>④</sup>「薦」<sup>⑤</sup>「引」<sup>⑥</sup>「請」<sup>⑦</sup>「乞」<sup>⑧</sup>と記されており、「推薦」形式であった。ただし、必ずしも「御史中丞」が推薦するわけではない。史料中に確認できる知雜事推薦事例十六件中、十四件が御史中丞による推薦である一方、残り二件は御史大夫による推薦である。既に指摘されているように、徳宗貞元年間（七八五―八〇五年）以降、御史大夫（長官）は常置されず、御史中丞（通判官）が長官の役割を果たすようになっていた<sup>⑨</sup>。この状況を考慮すれば、知雜事推薦は本来御史大夫の権限であったが、唐後半期に長官欠員に伴って御史中丞が代行することが多かったため、前掲「御史台新造中書院記」に記されるように御史中丞の職権と認識されるに至ったとみられる。この認識は唐後半期において一般化するものの、少なくとも御史大夫が完全に置かれなくなるわけではないため、その時々々の御史台最高責任者（台長）によつて知雜事が推薦されたと捉えるべきである。台長による知雜事推薦制の開始時期は不明であるが、知雜事に任じる告詞が手掛かりになる。もともと最古參の侍御史という条件で就任が機械的に決定する知雜事に告詞があるはずもない。したがって、



知雑事に任じる告詞の登場は、最古参の侍御史が知雑事に就く体制の終わりを意味する。代宗朝（七六二―七七九年）には殿中侍御史内供奉の李珣を知雑事に任じた告詞<sup>⑩</sup>があるため、少なくとも代宗朝には知雑事が侍御史の人事とは関係なく任命されたことになる。<sup>⑪</sup>そこでとられた方法が台長による推薦制である可能性は高く、本稿では台長による推薦制は代宗朝以前に始まったと推定する。

第二の特徴は、郎官（郎中・員外郎）を本官とする知雑事兼任制である。代宗朝の考功郎中崔寛を知雑事に任じた告詞に「近制或いは尚書郎を選び、累りに更ごも憲を執り、一時に著稱せられ、多く本秩を以て御史の曹事を行ふ<sup>⑫</sup>」とあり、穆宗朝の戸部郎中高允恭を知雑事に任じた告詞にも「本官を守り侍御史知雑事を兼ねべし、餘は故の如くせよ<sup>⑬</sup>」とある。いずれも郎官を本官（本秩）として知雑事に任じている。管見の限り、唐代の知雑事は四十三名四十八件である。そのうち、郎官が兼任する知雑事は三十九名四十三件である。つまり、史料中にみえる知雑事のうち、約九割が郎官による兼任である。

郎官が知雑事を兼任した理由は、知雑事を帯びる官人の品階を侍御史の官品よりも高くすることにあつたと考えられる。郎官は尚書都省左右司と六部二十四司の郎中（従五品上・員外郎（従六品上））であり、いずれも侍御史（従六品下）より上位の官品である。この上位の官品をもつて知雑事と他の侍御史の地位の差を明確にしようとしたと考えられる。さらに、郎官のなかでも郎中と員外郎では兼任数に大きな差がある。郎中による兼任が三十名三十四件であるのに対し、員外郎による兼任は九名九件であり、員外郎よりも郎中による兼任が圧倒的に多い。これは郎中による知雑事の兼任の方が員外郎による兼任よりも高い効果が得られるためであろう。知雑事の任を帯びる侍御史が六品官であるのに対して、郎中は五品官である。唐代の官品序列において五品と六品の間に顕著な階層的差異が存在したことは既に指摘されている。<sup>⑭</sup>例えば官人の服色である。官人の服色は、太宗貞観四年（六三〇）に三品以上が紫、四品・五品が緋、六品・七品が緑、八品・九品が青と決められた。<sup>⑮</sup>その後、八品・九品の青を碧に改めたり、四品以下の服色を細分化したりと変更が重ねられた。最

終的に『六典』では三品以上が紫、四品・五品が朱(緋)、六品・七品が緑、八品・九品が青とされる。<sup>19)</sup>六品官の侍御史が緑衣を着用するのに対して、五品官の郎中は緋衣を着用するため、緑衣や青衣を着用する三院御史の中、唯一知雑事のみが緋衣を着用する状況が生まれる。これによって、三院御史は日常的に知雑事との官品の差を意識することになる。

このような措置が必要となる理由は、知雑事の権威の源泉と関係がある。もともと知雑事の権威の源泉は、最古参の侍御史であることを理由に「三院御史の長」の地位を占めることである。しかし、前述した台長による知雑事推薦制が始まると、知雑事は「三院御史の長」という権威の源泉から分離され、権威の裏付けを失うことになる。そこで、その代替となる権威の源泉を郎官の官銜に求め、郎官による兼任制が採られるようになったと考えられる。宣宗大中三年(八四九)に職方員外郎鄭処誨を知雑事に任じた告詞には、御史中丞韋有翼の言葉として「例として中臺郎官一人を以て其の事を稽参し、以て風憲を重んず」とある。これはまさしく郎官による兼任が知雑事の権威補強を意図したことを示している。

文献史料をみる限り、唐の知雑事のうち、郎官が兼任していない事例、あるいは兼任を確認できない事例は四名五件存在する。すなわち(ア)玄宗天宝二年(七四三)の侍御史知雑事知太府出納楊慎矜、<sup>21)</sup>(イ一)肅宗朝(七五六―七六二年)の京兆少尹知雑王延昌、<sup>22)</sup>同じく(イ二)肅宗朝の諫議大夫兼侍御史知雑王延昌、<sup>23)</sup>(ウ)代宗朝の侍御史知雑事賜緋魚袋李珣、<sup>24)</sup>(エ)時期不詳の御史知雑王袞である。しかし、これらは郎官による兼任制をとっていない理由をそれぞれ説明することができる。

まず、(ア)楊慎矜は既述のとおり、『六典』に記載されている玄宗開元二十六年(七三八)以前の制度に基づいて就任した知雑事の例であり、当然兼任ではない。次に(エ)王袞は官銜の節略が多い『新唐書』宰相世系表の記述であり、郎官の官銜を省略している可能性が大きい。したがって、これを郎官が知雑事を兼任していない例とすることは困難であり、検討対象から除外する必要がある。(イ)王延昌と(ウ)李珣は肅宗・代宗兩朝(七五六―七七九年)の事例であり、この時期は郎官による知雑事兼任が未確立の時期であったと考えられる。(イ)王延昌は京兆少尹(従四品下)や諫議大夫(正

五品上を以て兼任させており、(ウ)李珣は知雑事の任命とともに「賜緋魚袋」、すなわち四品・五品の服飾である緋衣と魚袋（隨身魚符を収める袋。三品以上は金魚袋、四品・五品は銀魚袋を用いる）<sup>27)</sup>を賜与されている。(イ)王延昌と(ウ)李珣は、いずれも知雑事と四品・五品の官品が結び付けられている。この時期に知雑事と四品・五品の官品を結び付ける方法が模索され、辿り着いた答えが郎官による兼任であったと思われる。特に代宗朝は、前に郎官による兼任を示す告詞として挙げた考功郎中兼知雑事崔寛と殿中侍御史内供奉から知雑事となった李珣の事例が混在する時期である。このことから、代宗朝が郎官による知雑事兼任制の形成期であったと推測する。

以上のように、代宗朝以前に台長による推薦制が始まり、代宗朝頃に郎官による兼任制が始まったと考えられる。このような知雑事人事の新体制が形成されたことの意義についても言及しておきたい。『六典』の規定では台院最古參の侍御史が知雑事の任を帯びるため、外部の意向に基づいて任意の侍御史を知雑事とすることはできなかった。これに対して台長による推薦制では、知雑事人事の操作が可能となる。従来の知雑事は人事的に外部からの影響を受けにくく、これは三院に対して御史大夫（長官）や御史中丞（通判官）からある程度独立した地位を保障する役割を果たしたと考えられる。そもそも唐朝の官僚機構は、四等官制などの設定により整然とした統属関係が規定されていたが、御史は官吏監察という特殊な職務を負うため、御史台内の統属関係は他の官司と異なっていた。すなわち、三院御史は官吏監察の職務遂行において独立性が保障されており、御史大夫・中丞といえども、三院御史の上奏を妨げることができないものとされ、これを背景に三院御史は自由に不正の追及を行い得た。この三院御史の独立性を示すエピソードがある。

長安四年三月、監察御史蕭至忠、鳳閣侍郎・同鳳閣鸞臺三品蘇味道の贓汚を弾し、官を貶す。御史大夫李承嘉嘗て諸御史を召し、之を責めて曰く「近日の彈事、大夫に咨らざるは、禮なるか」と。衆敢へて對へず。至忠進みて曰く「故事、臺中に長官無し。御史、人君の耳目にして、肩を比べて主に事へ、各おの自ら事を彈ずるを得、相ひ關白せず。若し先に大夫に白して彈事を許さば、大夫

を彈ずるが如きは、誰にか白すを知らざるなり」と。承嘉默然とし、其の剛正を憚る。<sup>29</sup>

武后長安四年（七〇四）、監察御史蕭至忠が宰相蘇味道を弾劾した。これに対して、御史大夫李承嘉は彈奏前に御史大夫である自身に相談しなかったことを責めた。これに蕭至忠は反論し、御史とは「人君の耳目」であり、各々の判断で弾劾することができるものだとする。蕭至忠が故事として挙げた「臺中に長官無し」とは、文字通り御史台に長官が無いとの意味ではなく、御史は長官への報告を経ずに彈奏を行うことができることを意味している。蕭至忠が示した御史の在り方は、御史による官吏監察が正常に機能するための最低限の条件である。しかし、三院御史がその立場を貫徹するには、蕭至忠が示したような「耳目の官」としての気概と矜持が必要となる。一方で、李承嘉のような台長の立場からすれば三院御史の自由な活動は統制したいものであり、三院御史は絶えず干渉を受け続けることになる。そして胡宝華氏が指摘するように、唐後半期の三院御史は彈奏前に御史大夫・中丞への報告が必要となり、これによって御史大夫・中丞は御史台の統制を強化する傾向にあった。<sup>30</sup>

台長による知雜事推薦制も御史大夫・中丞による御史台統制の一環として捉えることができる。『六典』に述べられる御史台の構造において、知雜事は「三院御史の長」であり、台長とは立場を異にする。しかし、台長により知雜事が推薦される場合、「三院御史の長」たる知雜事は母体である三院御史から分離され、台長の側に組み込まれることになる。台長は知雜事の推薦を通して、本来三院の自律機能であった知雜事もつ懲戒権も制御下に置き、それを利用して三院御史の統制を試みたのであろう。推薦制をとったことで知雜事は「三院御史の長」という権威の源泉を失うが、これには新たな権威の源泉として郎官の官銜を帯びさせることで対応し、知雜事を御史台統制の尖兵としたのである。また、「三院御史の長」ではない部外者（郎官）が懲戒権をもつ知雜事として三院に送り込まれる構造は、重要な意味をもったと考えられる。旧来、「三院御史の長」たる権威を認められ、それを背景に三院を自律的に管理した知雜事は、三院御史の独立性

を象徴していた。それに対して、三院御史と関わりなく、台長の推薦によって任に就く郎官兼任の知雜事は、懲戒権や管理権限を駆使して台長の意に沿って御史を統制するものであり、三院御史独立の否定を体現する存在である。その存在自体が「耳目の官」としての責務を全うしようとする三院御史に対して掣肘を加えることになる。また知雜事の就任者に対しても、郎官という御史台外の官銜を本官とさせることによって、自身が三院御史とは利害を異にする立場にあると認識させる効果があり、これは特に御史経験者が知雜事に推薦された場合に重要な意味を持ったと考えられる。

## 第二節 新体制下における知雜事の地位

前節では知雜事人事の新体制とその意義を考察した。本節では台長と知雜事の関係に注目し、新体制下における知雜事の地位を考察する。新体制による台長と知雜事の推薦・被推薦の関係が両者の結びつきを強めたであろうことは想像に難くない。一例として憲宗朝の御史中丞韋乾度と知雜事宋景の関係をみてみたい。

韋乾度。元和十二年御史中丞と爲る。時に監察御史韋楚材、河中觀察使趙宗儒の凶荒に貯備せる羨餘錢及び贓罰を擅用し、錢米貫石數八萬に至るを按ぜんことを請ふ。監察御史崔郾に詔して覆せしむるに、則ち宗儒行營の軍用を以てし、且つ詔命有り。楚材擧ぐることを不實なるを以て、貶して江陵兵曹參軍と爲す。楚材公券無きを以て、因りて城東の別墅に宿り、三日にして方に藍田縣に達す。會たま乾度楚材の事を疏理し、楚材素より裴度と善くし、時に度李逢吉と叶はず。憲宗事の宰相に連なるを以て、故に給事中張賈・中書舍人李程を召し、乾度及び比部郎中兼侍御史知雜事宋景と與に兼ねて楚材等を追ひ鞠して之を辯せしむ。其の追ふ所の堂帖先に商州に至り、數日後楚材方に到り、帝皆な之を知る。又た本推楚材の擧ぐる所の趙宗儒の事を覆するに、御史崔郾奉使回ると稱し、謁して乾度と私第に辭す。乾度之を外堂に引き、郾と約して楚材の事に附會せしむ、故に兼ねて崔郾を以て同じく之を鞠す。是に於いて乾度を貶して朗州刺史と爲し、宋景を韶州司馬と爲す。景初め鞠ざるに、對へて曰く「侍御史知雜事、



中丞を賛くる所以なり。今若し乾度を以て過ちと爲さば、即ち景責を逃るる所無し」と。故に貶す。<sup>31)</sup>

これによれば、憲宗元和十二年（八一七）に監察御史韋楚材は河中觀察使趙宗儒による備蓄錢物の不正流用を告発した。しかし、監察御史崔郛の調査により、趙宗儒の流用には正当な理由があるとされ、韋楚材は虚偽告発の咎で江陵兵曹參軍に貶された。ただ、実際には御史中丞韋乾度が崔郛を抱き込んで趙宗儒に有利な報告をさせたものであり、それが露見したことで韋乾度は朗州刺史へと貶された。韋乾度の不正発覚後に取り調べを受けた知雑事宋景は「侍御史知雑事、中丞を賛くる所以なり。今若し乾度を以て過ちと爲さば、即ち景責を逃るる所無し」と答えて韶州司馬に貶されている。知雑事宋景の言葉には、台長の補佐官として御史中丞と運命共同体であるとの認識が看取される。くわえて、唐後半期における知雑事任命の告詞にも注目すべき言葉が現れる。例えば、元稹が撰した告詞には「其の丞に副たる者、是の選尤も難し<sup>32)</sup>」とあり、杜牧が撰した告詞にも時の御史中丞韋有翼の言葉として「乞ふらくは副貳と爲し、以て紀綱を佐けんこと<sup>33)</sup>を」とある。つまり、時人は知雑事を「(中)丞に副たる者」や「副貳」としており、次官として捉えていたのである。他にも台長と知雑事の関係において興味深い点がある。知雑事崔郛の事例をみてみよう。

元和初め朝に入り、累ねて吏部員外郎に遷る。九年、裴度中丞と爲り、従を奏して侍御史知雑・守右司郎中と爲す。度相と作るや、従を用ゐ自らに代へて中丞と爲す。<sup>34)</sup>

憲宗元和九年（八一四）に吏部員外郎崔郛は御史中丞裴度に推薦されて知雑事となり、裴度が宰相へ昇った際には、裴度の推薦によって後任の御史中丞となっている。台長が自身の後任に知雑事を推薦している例は他にみえないが、台長の転出に際して知雑事が後任に就く例はいくつか見出される。例えば、文宗大和年間（八二七―八三五年）において舒元輿は

御史大夫李固言に推薦されて知雑事となり、李固言が宰相に昇ると御史中丞へ昇進した<sup>35</sup>。そして御史中丞舒元興は知雑事に李孝本を推薦し、舒元興が宰相に昇ると李孝本が御史中丞へと昇進している<sup>36</sup>。ここで挙げた舒元興と李孝本は、中唐の政界を混迷させた牛李の朋党を一掃した李訓の一派である。舒元興を知雑事に推した御史大夫李固言は、牛党の宰相李宗閔と懇意にしていたようである<sup>37</sup>。しかし、文宗大和九年（八三五）六月に李宗閔の懐刀である京兆尹楊虞卿を誣奏し、これを弁護した李宗閔は明州刺史に貶されている<sup>38</sup>。李固言は李宗閔と懇意にしつつも、楊虞卿と気性が合わず、恐らく御史大夫となる以前から李訓と誼を通じていたのであろう。そして、李固言は御史大夫に就任すると、李訓一派の舒元興を知雑事に推薦し、牛党排除に加担したものと考えられる。くわえて言えば、楊虞卿の事件の調査に当たった人物は、李固言に推されて知雑事となった舒元興であり、すべては李訓一派の関与するところであった。その後、李固言は宰相の座を欲した李訓らに担がれて宰相となり、台長の座を舒元興へと譲る。そして李訓らは用済みとばかりに李宗閔とかつて関係のあった李固言を興元節度使へと転出させ、李訓が宰相の座を得るに至る。

御史中丞を得た舒元興は、同じく李訓一派の李孝本を知雑事に推し、大和九年九月に舒元興が宰相に昇ると、知雑事李孝本が御史中丞となった。同年十一月には、宰相李訓らが朝廷に大きな影響力を持つ権閥仇士良らを実力で排除しようとした事件、いわゆる「甘露の変」が起こる。この際、実力行使の一端を担ったのが李孝本であり、御史台の官吏二百余人を動員し、金吾兵（京師の警備兵）を率いる左金吾衛大將軍韓約と京兆邏卒を率いる京兆少尹羅立言とともに、奇襲によって宦官排除を試みている。しかし、奇襲には失敗し、神策軍の指揮権を握る仇士良らが神策軍を投入する事態となり、李訓らは逃走するも捕縛されて処刑され、中唐の一大政変は幕を閉じる。

ここで挙げたように、御史大夫李固言が舒元興を知雑事として以降、李訓一派が知雑事と台長を歴任し、李訓らによる牛党排除と甘露の変において大きな役割を果たした。これを可能とした背景には、台長による知雑事推薦制がある。そのうえ、台長は自身の後任も推薦することが可能であり、知雑事が後任の台長となるが多かった状況が想定できる。そ

うであればこそ、李訓一党は知雑事と台長を歴任することが可能であったのではないだろうか。この点については、知雑事崔元略の事例をみてみよう。

(元和)十二年、刑部郎中・知臺雑事に遷り、擢して御史中丞を拜す。…初め、崔植 吏部郎中に任じ、元略 刑部郎中知雑に任ず。時に中丞 京兆尹に改まり、物議以へらく植 風憲の望有り、と。元略 入閣するに因り、妄りに植 儀を失すと稱し、御史に命じて之を彈ぜしむ。時に二人皆な中丞と爲すを進擬し、中旨果たして元略に授け、植 深く之を銜む。<sup>④</sup>

元和十二年に知雑事崔元略は御史中丞となったが、その中丞就任にあたって一悶着があった。京兆尹竇易直が万年県尉韓晤の贓罪の全貌を明らかにし得なかつた責めを負わされて金州刺史へと左遷され、時の御史中丞が京兆尹に遷ることとなった。<sup>④</sup>その際、後任の中丞として吏部郎中崔植の名が挙がり、知雑事崔元略は御史に命じて崔植の入閣における失儀を弾劾させたのである。崔植と崔元略の両者が中丞の候補となったものの、弾劾の影響もあってか崔元略が中丞となる。ここで注目すべきは、(一) 御史中丞の後任に吏部郎中崔植の名が挙がつた点と (二) 知雑事崔元略がそれを弾劾によって妨害した点の二点である。崔元略が妨害工作を行った背景には、自分が後任の中丞となるはず、との自任がある。崔植とともに中丞候補となっている以上、客観的にも知雑事から中丞への昇進は自然な流れであったと考えられる。これは知雑事が後任の台長となることが多いとの推測を補強する事例である。ただ同時に、吏部郎中崔植の名が中丞候補に挙がつたことは、知雑事から台長への昇進が必ずしも確立されたものではなく、唐後半期においては暗黙のルールの域を出なかつたことを示している。

① 「台長」の語は御史台の長官たる御史大夫のみを指す語ではなく、

御史台の最高責任者を指す語として用いる。

- ② 『文苑英華』卷八〇七・公署上・御史台新造中書院記  
聖唐大和三年己酉歲、天子擢尚書吏部郎中河南宇文公爲御史中丞。  
：。御史府新例、知雜事一人、中丞得以選於廷臣。河南公既拜之日、  
上言請尚書司勳郎中瑯琊王君以自輔。
- ③ 『旧唐書』卷一七七・崔慎由伝附崔從伝  
元和初入朝、累遷吏部員外郎。九年、裴度爲中丞、奏從爲侍御史知  
雜、守右司郎中。度作相、用從自代爲中丞。
- ④ 『新唐書』卷一八二・李固言伝  
累官戸部郎中。温造爲御史中丞、表知雜事、進給事中。
- ⑤ 『文苑英華』卷八八八・將相六・故丞相太子少師贈太尉牛公神道碑  
（李珣）  
時孟尚書簡有重望、以地官貳卿兼領綱憲、薦公知雜、轉都官員外兼  
侍御史、免憲職、授考功員外郎、集賢學士。
- ⑥ 『新唐書』卷一七九・李孝本伝  
元和時第進士、累遷刑部郎中。依訓得進、於是御史中丞舒元興引知  
雜事。元興入相、擢權知中丞事。
- ⑦ 『旧唐書』卷一三七・呂渭伝附呂温伝  
温自司封員外郎轉刑部郎中、（御史中丞）竇羣請爲知雜。
- ⑧ 『文苑英華』卷三九四・憲台二・御史知雜・授鄭処晦「誨」職方員  
外郎兼侍御史知雜事制（杜牧）  
御史中丞韋有翼上言曰「御史府其屬三十人、例以中臺郎官一人稽參  
其事、以重風憲。如日處晦「誨」、族清胄貴、能文博學、人倫義理、  
無不講求、朝廷典章、飽於聞見、乞爲副貳（一）、以佐紀綱。」  
【二】唐後半期の知雜事は、時人から次官の地位にあると認識され  
ており、それ故に台長である中丞韋有翼が「副貳」として推薦  
されている。このような知雜事の地位については、次節で詳説す  
る。
- ⑨ 胡澹沢「一九九三」、一九一—二頁。
- ⑩ 『文苑英華』卷三九四・憲台二・御史知雜・授李珣侍御史知雜事制  
（常袞）  
敕。殿中侍御史内供奉李珣、宗室良才、士林雅望、懿以文行、精於  
吏術。近參清憲、益著令名、擧茲臺綱、屬在公器。宜膺俊選、佇揚  
厥職、衣以朱紱、光茲白簡。可侍御史知雜事、仍賜緋魚袋。
- ⑪ 李珣の告詞以前にも、肅宗朝において京兆少尹知雜王延昌が諫議大  
夫兼侍御史知雜に任じられた告詞が存在する（後掲注②参照）。しか  
し、王延昌はもともと知雜事であるため、知雜事に任ずる告詞とは言  
えない。
- ⑫ 『文苑英華』卷三九四・憲台二・御史知雜・授崔寬侍御史知雜事制  
（常袞）  
敕。朝散大夫・守尚書考功郎中・長春宮使判官・賜紫金魚袋崔寬、  
南臺自兩丞之亞、以久於其職者參領羣務、近制或選尚書郎、累更執  
憲、著稱一時、多以本秩行御史曹事。：。可兼侍御史知雜事、（餘）  
如故。
- ⑬ 『文苑英華』卷三九四・憲台二・御史知雜・授高允恭兼侍御史知雜  
事制（元稹）  
而御史丞僧孺、首以朝議郎・守尚書戸部郎中判度支案・飛騎尉高允  
恭聞於予曰、：。可守本官兼侍御史知雜事、餘如故。
- ⑭ 同一人物が異なる官を以て知雜事を帯びている場合もあるため、人  
数と件数を分けている。以降も同様である。
- ⑮ 池田温「一九六七」、一六八頁。
- ⑯ 『通典』卷六一・禮典二・沿革二一・嘉禮六・君臣服章制度（袍  
附）・大唐  
貞觀四年制、三品以上服紫、四品・五品以上服緋、六品・七品以上  
綠、八品・九品以上青。婦人從夫之色。仍通服黃。

⑴⑦ 『通典』卷六一・礼典二二・沿革二一・嘉礼六・君臣服章制度（袍附）・大唐

龍朔二年九月、孫茂道奏「准舊令、八品九品著青。深青亂紫、非卑品所服。望請著碧、朝參之處、並依此服。非朝參處、聽兼服黃。」  
從之。

『唐大詔令集』卷三・帝王・改元上・改元光宅詔

八品已下舊服青者、並改以碧。

⑴⑧ 『唐會要』卷三一・輿服上・章服品第

上元元年八月二十一日、敕「…文武三品已上服紫、金玉帶、十三鈔。四品服深緋、金帶、十一鈔。五品服淺緋、金帶、十鈔。六品服深綠、七品服淺綠、並銀帶、九鈔。八品服深青、九品服淺青、並鍍石帶、九「八」「二」鈔。庶人服黃銅鐵帶、七鈔。」

⑴⑨ 『新唐書』卷二四・車服志には「深青爲八品之服、淺青爲九品之服、皆鍍石帶鈔八」とある。六・七品が「九鈔」で、庶人が「七鈔」であれば、八・九品は『新唐書』車服志に記される「八鈔」と考えるのが自然である。以上より、「九」を「八」に改める。

⑴⑩ 『大唐六典』卷四・尚書礼部・礼部郎中員外郎条

凡百僚冠・笏・幘・珂・珮、各有差。凡常服亦如之。（親王・三品已上・二王後服用紫、飾以玉。五品已上服用朱、飾以金。七品已上服用綠、飾以銀。九品已上服用青、飾以鍍石。流外・庶人服用黃、飾以銅・鐵。）

⑴⑪ 前掲注⑧参照。

⑴⑫ 前掲第一章注⑥参照。

⑴⑬ 『文苑英華』卷三八一・北省二・諫議大夫・授王延昌諫議大夫兼侍御史制（賈至）

京兆少尹知雜王延昌、…諫大夫之密、侍御史之雄、爾宜兼之、以

匡予理。可諫議大夫兼侍御史知雜、餘並如故。

⑴⑭ 前掲注⑫参照。

⑴⑮ 前掲注⑩参照。

⑴⑯ 『新唐書』卷七二中・宰相世系表二中・琅邪王氏

（王）袞、御史知雜。

⑴⑰ 頼瑞和「二〇〇六」は王延昌を代宗朝あるいはそれ以前の例とし、

当該時期は郎官を以て知雜事に任ずるの制度が未形成であったとする（九三―九四頁）。本稿では、告詞作成者の賈至が知制誥あるいは中書舍人であった時期を肅宗朝とみて、これを告詞の作成時期とした。

『新唐書』賈至伝によれば、賈至は安史の乱を避けて蜀に逃れた玄宗に従っており、この時知制誥となり、後に中書舍人となっている。

『旧唐書』賈至伝では天宝末年（七五六）に中書舍人になったとされ、知制誥であった記述はみえない。しかし、『旧唐書』房琯伝によれば、房琯が招討西京兼防禦蒲潼兩関兵馬節度等使に任じられた際、起居郎・知制誥の賈至が判官とされている。これは肅宗至德元載（七五六）十月のことである（『新唐書』肅宗本紀）。したがって、『旧唐書』賈至伝は知制誥となった記事を省いており、賈至は知制誥のちに中書舍人となったと考えられる。また、『旧唐書』賈至伝によれば、賈至は代宗宝応二年（七六三）に尚書左丞となっており、彼が知制誥あるいは中書舍人であった期間は、おおよそ玄宗末年から代宗朝初期と考えられる。ただし、中書舍人から尚書左丞までの官歴は不明であるため、本稿では在任が確かな肅宗朝に時期を限定した。

⑴⑱ 『大唐六典』卷八・門下省・符宝郎条

隨身魚符之制、左二右一、太子以玉、親王以金、庶官以銅、（隨身魚符皆題云「某位姓名」。其官只有一員者、不須著姓名。即官名其曹司同者、雖一員、亦著姓名。隨身者、仍著姓名、並以袋盛。其袋三品已上飾以金、五品已上飾以銀、六品已下守五品已上者不佩魚。

：佩以爲飾。列姓名者，去官而納焉。不刻者，傳而佩之。（若傳佩魚，皆須遞相付，十日之内申報禮部。）

前掲注⑫参照。

②⑧ 『通典』卷二四・職官典六・御史台・監察侍御史・原注

長安四年三月、監察御史蕭至忠彈鳳閣侍郎・同鳳閣鸞臺三品蘇味道贓汚、貶官。御史大夫李承嘉嘗召諸御史、責之曰「近日彈事、不咨大夫、禮乎。」衆不敢對。至忠進曰「故事、臺中無長官。御史、人君耳目、比肩事主、得各自彈事、不相關白。若先白大夫而許彈事、如彈大夫、不知白誰也。」承嘉默然、憚其剛正。

③⑩ 胡宝華「二〇三」。

③① 『冊府元龜』卷五二二・憲官部・謹讓門

章乾度。元和十二年爲御史中丞。時監察御史章楚材請按河中觀察使趙宗儒擅用貯備凶荒羨餘錢及贓罰、錢米貫石數至八萬。詔監察御史崔鄴覆、則宗儒以行營軍用、且有詔命。以楚材舉不實、貶爲江陵兵曹參軍。楚材以無公券、因宿於城東別墅、三日方達藍田縣。會乾度疏理楚材事、楚材素與裴度善、時度與李逢吉不叶。憲宗以事連宰相、故召給事中張賈・中書舍人李程、召「與」①。乾度及比部郎中兼侍御史知雜宋景兼追楚材等鞠辯之。其所追堂帖先至商州、數日後楚材方到、帝皆知之。又本推覆楚材所舉趙宗儒事、御史崔鄴稱奉使回、謁辭乾度於私第、乾度引之外堂、約鄴令附會楚材事、故兼以崔鄴同鞠之。於是貶乾度爲朗州刺史、宋景爲韶州司馬。景初被鞠、對曰「侍御史知雜事、所以贊中丞也。今若以乾度爲過、即景無所逃責。」故貶焉。

① 原文では「召」が連続する上、もともと章楚材の件を調査していた章乾度も召されたとは考えにくい。憲宗は章楚材の件に宰相が関与していると、給事中と中書舍人を召している。

給事中と中書舍人は、御史とともに天下の冤滯と官人の刻害な

る者を調べる「三司」を構成する（『大唐六典』卷八・門下

省・給事中条、同書卷九・中書省・中書舍人条。本件が三司の例にあたるか判然としないが、三司の役割を帯びていた給事中と中書舍人を調査に加えることで、憲宗は真相究明を図った

と考えられる。以上より、「召」を「與」に改める。

③② 『文苑英華』卷三九四・憲台二・御史知雜・授高允恭兼侍御史知雜

事制（元積）

御史府不以一職名官、蓋摠察群司、典掌衆政。副其丞者、是選尤難。

前掲注⑧参照。

③④ 『旧唐書』卷一七七・崔慎由伝附崔從伝

元和初入朝、累遷吏部員外郎。九年、裴度爲中丞、奏從爲侍御史知雜、守右司郎中。度作相、用從自代爲中丞。

③⑤ 『新唐書』卷一七九・舒元興伝

時李訓居喪、尤與元興善。及訓用事、再遷左司郎中。御史大夫李固言表知雜事。固言輔政、權知御史中丞。

③⑥ 『新唐書』卷一七九・李孝本伝

李孝本、宗室子。元和時第進士、累遷刑部郎中。依訓得進、於是御史中丞舒元興引知雜事。元興入相、擢權知中丞事。

③⑦ 『旧唐書』卷一七三・李固言伝

（大和）四年、李宗閔作相、用爲給事中。：八年、李德裕輔政、出爲華州刺史。其年十月、宗閔復入、召拜吏部侍郎。九年五月、遷御史大夫。六月、宗閔得罪、固言代爲門下侍郎・平章事、尋加崇文館大學士。時李訓・鄭注用事、自欲竊輔相之權。宗閔既逐、外示公體、爰立固言、其實惡與宗閔朋黨。九月、以兵部尚書出爲興元節度使。李訓自代固言爲平章事。訓・注誅、文宗思其謙正、開成元年四月、復召爲平章事、判戶部事。

③⑧ 『旧唐書』卷一七六・楊虞卿伝



虞脚性柔佞、能阿附權幸以爲姦利。每歲銓賣賈部、爲擧選人馳走取科第、占員闕、無不得其所欲、升沉取捨、出其臂吻。而李宗閔待之如骨肉、以能朋比唱和、故時號黨魁。(大和)八年、宗閔復入相、尋召爲工部侍郎。九年四月、拜京兆尹。其年六月、京師訛言鄭注爲上合金丹、須小兒心肝、密旨捕小兒無算。民間相告語、局鎖小兒甚密、街肆恟惱。上聞之不悅、鄭注頗不自安。御史大夫李固言素嫉虞

脚朋黨、乃奏曰「臣昨窮問其由、此語出於京兆尹從人、因此扇於都下。」上怒、即令收虞脚、下獄。虞脚弟漢公并男知進等八人自繫、搥鼓訴冤、詔虞脚歸私第。翌日、貶虔州司馬、再貶虔州司戶、卒於貶所。

③9 『旧唐書』卷一七六・李宗閔伝

(大和)九年六月、京兆尹楊虞脚得罪、宗閔極言救解、文宗怒叱之曰「爾嘗謂鄭覃是妖氣、今作妖、覃耶、爾耶。」翌日、貶明州刺史、尋再貶處州長史。

④0 『資治通鑑』卷二四五・唐紀六一・文宗

著作郎・分司舒元興與李訓善、訓用事、召爲右司郎中、兼侍御史知

### 第三章 その後の侍御史知雜事と御史台

知雜事人事の新体制(台長による推薦制と郎官による兼任制)は、唐後半期の早い段階、すなわち代宗朝(七六二―七七九年)頃には確立されて唐末まで維持された。この体制は五代にも引き継がれるが、後晋において二度の制度変更が行われる。

晉天福四年三月、御史臺奏すらく「六典」を按ずるに、侍御史百僚を糾舉し、獄訟を推鞠するを掌る。上に居る者臺を判し公廨・雜事を知し、次は西推・贓贖・三司受事を知し、次は東推・理匭を知す。伏して乞ふらくは今後故事に准りて施行せんこと

雜、鞠楊虞脚獄。(大和九年七月)癸丑、擢爲御史中丞。元興、元褒之兄也。

④1 『旧唐書』卷一六三・崔元略伝

(元和)十二年、遷刑部郎中・知臺雜事、擢拜御史中丞。初、崔植任吏部郎中、元略任刑部郎中知雜。時中丞改京兆尹、物議以植有風憲之望。元略因入閣、妄稱植失儀、命御史彈之。時二人皆進擬爲中丞、中旨果授元略、植深銜之。

④2 京兆尹に遷った御史中丞の名は史料に記されていないが、張榮芳

「一九八七」は裴次元と推定する(三〇〇頁)。

④3 『旧唐書』卷一五・憲宗本紀下

(元和十二年九月)己亥、貶京兆尹竇易直爲金州刺史、以鞠獄得贓不實故也。辛丑、以御史中丞爲京兆尹。

『旧唐書』卷一六七・竇易直伝

入爲京兆尹。萬年尉韓晤姦贓事發、易直令曹官韋正晤訊之、得贓三十萬。上意其未盡、詔重鞠、坐贓三百萬、貶易直金州刺史、正晤長流昭州。

を」と。敕すらく「宜しく舊制に依るべし」と。（尋いで尚書駕部員外郎兼侍御史知雑事劉暉を以て河南少尹と爲す、是自り尚書郎の雑事を知る者無し<sup>①</sup>。）

後晋高祖天福四年（九三九）三月に御史台の上奏によつて、『六典』に基づいて侍御史の「上に居る者」を知雑事とし、郎官による知雑事兼任を止めることが求められ、旧制（『六典』の制）への復帰が決定した。注によれば、当時の知雑事劉暉が河南少尹に遷つて以後、郎官が知雑事を兼任することはなかつたとするが、六年後には再び制度変更が行われる。

開運二年八月、敕すらく「御史臺 前朝の故事に准るに、郎中・員外一員を以て侍御史知雑事を兼ね。近年停罷し、獨り年深き御史に委ねて知雑せしむ。振擧の司、紀綱未だ峻ならず、宜しく故事に遵ふべし、庶はくは通規に協はんことを。宜しく郎署中の清慎強幹なる者を選び、侍御史知雑事を兼ねしむべし」と。<sup>②</sup>

後晋出帝開運二年（九四五）八月に勅が下され、御史台の肅正を目的として郎官による兼任制へと復帰する。この勅が下される三箇月前に、御史中丞に就任した顔衍の列伝には「喪亂の後、朝綱振るはず」とあり、唐末の喪亂以来、朝廷の綱紀が弛緩していたことが分かる。つまり、当時の朝廷は、その綱紀弛緩の原因を肅正を担うべき御史台の機能不全に求めたのであろう。その改善のために後晋における二度の改制が行われた。天福四年の改制では、知雑事の就任方法を『六典』の制に復帰させており、御史台が機能不全に陥つた原因は郎官の兼任する知雑事に求められている。唐後半期から行われてきた知雑事による三院の統制が三院御史の監察活動を萎縮させていると考えたのであろう。そして、唐初のように三院御史が自由に弹奏できれば、御史台は正常に機能すると考えたのである。天福四年における改制の提案は御史台の上奏とされており、その主導者が誰であるか知り得ないものの、三院御史が上奏を行う場合は台長へ事前報告が必要で

あるため、当時の御史中丞薛融の意向に沿った内容であったはずである。開運二年の改制では、御史台の肅正を目的として郎官による兼任制（同時に台長による推薦制）に復帰している。この事実は、知雑事就任方法の旧制復帰によって、御史台の正常化が叶わなかったことを示している。その原因は、三院御史が唐前半期のような自律的存在ではなくなっていたことにある。唐後半期を通じて知雑事による厳しい統制下に置かれたことで、三院御史は「耳目の官」としての気概と矜持を喪失したのである。そして、御史は他官と同じく監督を要する存在へと変質し、御史台という組織自体も厳しい統制を必要とする官僚組織へと変容していたと考えられる。このような御史台の状況があったために『六典』の制は放棄され、郎官による知雑事兼任制への回帰が選択されたのである。天福四年の改制と同様に、開運二年の改制の主導者も誰であつたか知り得ない。ただ、当時の御史中丞顔衍は、「朝綱振るはず」とされた状況で「憲を執るに頗る風采有り」と称され、中丞として高い評価を得ている。これは開運二年の改制によって御史台の機能が正常化したことで得られた評価と思われる。このように考えると、中丞顔衍が御史台の状況をみて、開運二年の改制を主導した可能性が高いと思われる。結局、後晋では唐後半期に形成された知雑事の体制が継続されることになり、この体制は北宋まで引き継がれる。

『兩朝國史』志。御史臺。大夫・中丞・侍御史知雑事・侍御史・殿中侍御史・監察御史・殿中侍御史裏行・監察御史裏行・主簿。大夫國朝未だ嘗て除さず、中丞を以て臺長と爲す。……郎中・員外を以て侍御史知雑事を兼ねて之が貳と爲す。其の屬三院有り、一に曰く臺院、侍御史焉に隸す。二に曰く殿院、殿中侍御史焉に隸す。三に曰く察院、監察御史焉に隸す。<sup>⑤</sup>

北宋の仁宗・英宗兩朝（一〇二二—一〇六七年）を記す『兩朝國史』志では、知雑事が侍御史から独立して記述されており、知雑事は「之が貳と爲す」と御史台の次官として明記されている。<sup>⑥</sup>前章で明らかにしたように、唐後半期において郎官が兼任する知雑事は、御史台の次官として認識されていた。そして、唐末から北宋に至る間に御史大夫が置かれなくな

り、中丞が台長の地位を確立し、知雑事も次官の地位を確立したのである。北宋の御史台は唐の官名などをほぼ継承していたものの、その実状は唐の御史台と異なっていた。<sup>⑦</sup> 宋初の御史は外任や他官兼任のために御史台不在の場合が多く、改善のために真宗朝（九九七—一〇三二年）では三院御史全体で六員の定員が設定された。しかし、その後も神宗元豊七年（一〇八四）に至るまで三院御史の定員は増減して一定せず、なおかつ三院の各定員も不定であったとみられる。また、真宗朝から仁宗朝（一〇三二—一〇六三年）の頃に言官の役割を果たす言事御史（言事官）が設けられ、神宗元豊年間（一〇七八—一〇八五年）には中央官庁を監察する察案御史（察官）が設けられる。元豊三年（一〇八〇）十一月に御史六員のうち三員が察官、残り三員が言事官とされ、元豊六年（一〇八三）六月には御史六員が察官とされ、御史九員のうち六員が察官、三員が言事官の構造となる。<sup>⑧</sup> これら言事官や察官には三院御史が充てられたが、元豊七年二月に御史台の官名が改められ、侍御史知雑事は侍御史、言事官は殿中侍御史、察官は監察御史に改められる。これにより、『神宗正史』職官志に載せられる三院御史の定員、すなわち侍御史一員、殿中侍御史二員、監察御史六員の構成に至る。この改称について、熊本崇氏は「言事官等甚だ雅を欠く名称を唐制を以て弥縫し、御史台以外の官名と整合させる意図であろう。同時にこれは御史台が、中丞・知雑と言事官・察官とによって構成された現実の追認である」とする。<sup>⑨</sup> また、「知雑事から侍御史への移行は、例えば当時現任の知雑事張汝賢にとつて、降等ではかつてなく、名称の変更に過ぎない。以後の侍御史は実質的に、以前の知雑事にほかならない」とする。<sup>⑩</sup> こうして唐後半期に知雑事が獲得した次官の地位は、元豊七年二月以降の侍御史へと引き継がれ、知雑事の名は姿を消すことになる。

① 『五代会要』卷一七・御史台・侍御史

晉天福四年三月、御史臺奏「按『六典』、侍御史掌糾擿百僚、推鞠獄訟。居上者判臺知公廨・雜事、次知西推・贓贖・三司受事、次知東推・理匭。伏乞今後准故事施行。」敕「宜依舊制。」（尋以尚書駕部員外郎兼侍御史知雜事劉暉爲河南少尹、自是無尚書郎知雜事者。）

② 『五代会要』卷一七・御史台・侍御史

開運二年八月、敕「御史臺准前朝故事、以郎中・員外一員兼侍御史知雜事。近年停罷、獨委年深御史知雜。振擧之司、紀綱未峻、宜遵故事、庶協通規。宜於郎署中選清慎強幹者、兼侍御史知雜事。」

③ 『宋史』卷二七〇・顏行伝

開運末、授左諫議大夫、權判河南府、召拜御史中丞。喪亂之後、朝網不振、行執憲頗有風采。

④ 前掲注③参照。

⑤ 『宋会要輯稿』職官一七一—

『兩朝國史』志、御史臺。大夫・中丞・侍御史知雜事・侍御史・殿中侍御史・監察御史・殿中侍御史裏行・監察御史裏行・主簿。大夫國朝未嘗除、以中丞爲臺長。…以郎中・員外兼侍御史知雜事爲之貳。其屬有三院、一曰臺院、侍御史隸焉。二曰殿院、殿中侍御史隸焉。三曰察院、監察御史隸焉。

⑥ 他にも「次有知雜侍御史一員、以尚書省郎中・員外充、副中丞判臺事」(『宋会要輯稿』職官五五一)とあり、御史台次官の地位にあることは確かである。

⑦ 宋における御史の展開については、龔延明・季盛清「一九九〇」、熊本崇「一九九〇」、同「一九九一」、賈玉英「一九九六」、刁忠民「二〇〇六」、梅原郁「二〇〇六」、熊本崇「二〇〇八」など参照。

⑧ 『宋会要輯稿』職官一七—三

宋初、御史多出外任、風憲之職以他官領之。

⑨ 『宋会要輯稿』職官一七一—五

〔大中祥符〕五年、詔「三院御史除差出外任及在京洩它局之外、定以六員爲制。」

『宋会要輯稿』職官一七一—五

天禧元年二月八日、詔「御史臺除中丞・知雜・推直外、置侍御史已下六員、並不兼領職務、每月添支十五千、三年內不得差出。」

⑩ 『統資治通鑑長編』卷一五四・仁宗・慶曆五年

(正月)乙亥、復置言事御史、以殿中侍御史梅摯・監察御史李京爲

之。…唐制、御史不專言職、故天禧初、始置言事御史六員、其後久不除。至是、以諫官員不足、復除之。

⑪ 『宋会要輯稿』職官一七一—〇

(元豐三年)十一月六日、詔「御史六員、令三員分領察案、三員專言事。」

⑫ 『宋会要輯稿』職官一七一—三

(元豐六年)六月一日、詔「御史臺六察案各置御史一員。」

⑬ 元豐六年六月の詔(前掲注⑫参照)だけでは、言事官がどうなったか判然としない。しかし、二箇月後の十月における御史中丞黃履の発言に「緣御史共置九員、六員分領六察、其言事官止三員」(『宋会要輯稿』職官一七一—三)とあるため、察官六員・言事官三員であったと分かる。

⑭ 『統資治通鑑長編』卷三四三・神宗・元豐七年

(二月丙戌)又詔「御史臺以侍御史知雜事爲侍御史、不帶知雜事。

以言事官爲殿中侍御史。六察官爲監察御史。…」

⑮ 『宋会要輯稿』職官一七—三

『神宗正史』職官志。御史臺。大夫、從二品。中丞、從三品。侍御史、從六品、各一人。大夫掌肅正朝廷綱紀及以儀法糾治百官之罪失、而中丞・侍御史爲之貳。凡其屬有四。殿中侍御史一人。正七品。掌言事、分糾大朝會及朔望六參官班序。監察御史六人、從七品。掌以吏・戸・禮・兵・刑・工之事、分京百司而察其謬誤、及監祠祭・定論。檢法官掌檢詳法律、主簿掌鈞考簿書、各一人、從八品。

⑯ 熊本崇「一九九〇」、七二頁。

⑰ 熊本崇「二〇〇八」、一三六頁。

## おわりに

本稿では侍御史知雑事の制度的展開を唐から北宋までみてきた。これをまとめて全体像を確認しておく。

唐の御史台は、三院御史が「耳目の官」としての矜持と気概を有し、台長に制限されることなく監察することで、組織全体が監察機構として自律的に機能し得るものであった。唐前半期において、その自律性を維持した存在は侍御史知雑事である。知雑事は台院最古参の侍御史が就任するものであり、「三院御史の長」としての性格を背景に三院御史に対する懲戒権を有し、三院の自律機能としての役割を果たした。しかし、知雑事の性格は唐前半期と後半期で異なっている。その変化の契機は「玄宗天宝年間（七四二―七五六年）における知雑事の地位向上」と「代宗朝（七六一―七七九年）における知雑事人事の新体制構築」である。

一点目に挙げた「玄宗天宝年間における知雑事の地位向上」は、天宝年間初頭における楊慎矜の知雑事就任が発端である。楊慎矜は優れた理財能力により玄宗に重用されて長く侍御史として在職し、知雑事の地位に至る。そして、彼の個人的な権勢を背景に、知雑事自体の地位も高まったと考えられる。こうして高まった地位を確固たるものとした装置が、同じく天宝年間に形作られる。知雑事は「三院御史の長」であることを根拠として、御史職務上の過失に対する懲戒権を有していた。玄宗開元年間（七二二―七四一年）における懲戒は、三院院長の審議後に知雑事が判断するという事務的な形態をとっていた。しかし、天宝年間には三院御史が参集する場において儀礼に従って行われる方法へと変化する。この天宝年間以降の懲戒では、儀礼を通じて知雑事の懲戒権が可視化され、なおかつ三院御史への公開によって見せしめの効果が与えられており、懲戒の持つ威力が高められている。これによって、知雑事の懲戒権は三院御史を威圧する手段となり、御史達は知雑事に追従するようになった。このように懲戒を儀礼化することで、知雑事の権威が高められ、その地位は確固たるものとなった。「楊慎矜の知雑事就任」と「懲戒の儀礼化」によって地位を高めた知雑事は、唐後半期において台



長による御史台統制に利用されることになる。

二点目に挙げた「代宗朝における知雑事人事の新体制構築」は、知雑事人事が「台長による推薦制」と「郎官による兼任制」によって行われるようになったことを指す。代宗朝以前に始まった台長による推薦制によって、知雑事は台長の影響下におかれ、懲戒権を背景に三院御史を強力に統制する役割を果たすようになる。元来の知雑事は「三院御史の長」として権威を有したが、台長による推薦制は知雑事をその権威の源泉から分離するものであり、知雑事は権威の源泉を失うことになる。この問題の解決方法が、代宗朝で形成された郎官による兼任制であり、官品という官人秩序による知雑事の権威付けであった。台長に推薦され、郎官が兼任する知雑事の新体制が構築されたことで、知雑事の権威の源泉は「三院御史の長」から「郎官の官銜」へ移り、ひいては知雑事への推薦を行う「台長との関係」へと移行する。これにより、知雑事は自身の推薦者である台長と深く結びつき、御史中丞による長官代行の慢性化に伴って次官として機能するようになり、時人も次官として認識するようになる。このようにして、もともと御史大夫（長官）、御史中丞（次官）であった御史台の体制は、唐後半期から五代・北宋に至る間に御史中丞（長官）、侍御史知雑事（次官）の体制へと変化する。北宋の神宗元豊七年（一〇八四）に至り、混乱した御史台の官制は唐制に倣って整理され、侍御史知雑事は侍御史と改められる。しかし、実態は元豊七年以前の知雑事の名を改めただけであり、知雑事が唐後半期から五代にかけて獲得した次官の地位は、元豊七年以後の侍御史へと引き継がれる。こうして知雑事の名は消えるものの、それ以後の御史台の構造に影響を与えたのである。

最後に、御史台の変容について言及しておく。唐後半期において知雑事が強力に御史を統制したことで、三院御史は「耳目の官」としての矜持と気概を徐々に失い、それに伴って三院御史の自律性が失われるに至る。唐代の御史台は個々の御史が「耳目の官」として台長に制限されることなく活動することで、組織全体も自律的に機能し得たものであり、この自律性無くして御史台が健全に機能することはあり得ない。そもそも個々の御史の自律性という不確実な要素に期待せ

ざるを得ない点に問題がある。しかし、これは「官僚をして官僚を監察せしめるという「官僚の自肅機関」としての限界」<sup>①</sup>であったといえる。その点を考慮すれば、唐の御史台においては最善手であった。実際のところ、個々の御史の自律性に期待せざるを得ないものの、官人社会において御史の理想像が共有されている間はこの方法でも問題はなかった。これは本稿の第二章第一節で挙げた武周期の監察御史蕭至忠の例からも明らかである。蕭至忠以外の御史は御史大夫李承嘉の詰問に対して反論しなかったが、御史の理想像がある程度共有されていたからこそ、蕭至忠一人だけの抗弁であつても李承嘉は黙然とせざるを得ず、御史の立場は堅持された。唐後半期にその理想像さえ薄れていったことで、御史台は変容するに至つたといえよう。

① 八重津洋平「一九七二」、五七頁。

② 前掲第二章注<sup>29</sup>参照。

【参考文献】

〔邦文〕（五十音順）

池田温「一九六七」『中国律令と官人機構』、仁井田陞博士追悼論文編集委員会編『前近代アジアの法と社会』（仁井田陞博士追悼論文集第一巻）、勁草書房。

——「一九七〇」『律令官制の形成』、荒松雄ほか編『東アジア世界の形成Ⅱ』（岩波講座世界歴史五）、岩波書店。  
梅原郁「二〇〇六」『宋代司法制度研究』、創文社。

熊本崇「一九九〇」『元豊の御史・宋神宗親政考』、『集刊東洋学』第六三号。

——「一九九二」『宋天禧元年二月詔・宋初の御史』、『石巻専修大学研究紀要』第二号。

——「二〇〇八」『宋御史台制度再考・梅原郁氏の御史台理解をめぐって』、『集刊東洋学』第一〇〇号。

玉井是博「一九四二」『大唐六典及び通典の宋刊本に就て』、『支那社会経済史研究』、岩波書店（初出：『支那学』第七卷第一・二号、一九三四年）。

田村孝弘「一九九〇」『御史台精舎碑』について、『東洋史苑』第三四・三五合併号。

——「一九九二」『御史台精舎碑』について（続）、『東洋史苑』第三七号。

八重津洋平「一九七〇」『唐代御史制度について（一）』、『法と政治』第二卷第三号。

——「一九七二」『唐代御史制度について（二）』、『法と政治』第二卷第三号。

〔中文〕（ピンイン順）

刁忠民「二〇〇六」『論兩宋御史台之建置及其特色』『宋代文化研究』第二三・一四輯上冊。

龔延明・季盛清「一九九〇」『宋代御史台述略』『文獻』一九九〇年第一期。

胡宝華「二〇〇三」『唐代の進状』『閩白』考』『中国史研究』二〇〇三年第一期。

胡澹沢「一九九三」『唐代御史制度研究』(大陸地区博士論文叢刊四一)、天津出版社。

胡留元・馮卓慧「一九八三」『唐《御史台精舍碑》初探』『人文雜誌』一九八三年第二期。

賈玉英「一九九六」『宋代監察制度』、河南大学出版社。

勞格・趙鉞「一九九二」『唐尚書省郎官石柱題名考』、中華書局(初出：唐尚書省郎官石柱題名考二十六卷、光緒十二年召溪丁氏刊本、月河精舍叢鈔所収)。

——「一九九七」『唐御史台精舍題名考』、中華書局(初出：唐御史台精舍題名考三卷、光緒六年召溪丁氏刊本、月河精舍叢鈔所収)。

賴瑞和「二〇〇六」『論唐代的侍御史知雜』『中華文史論叢』二〇〇六年第二輯。

馬同助「一九九七」『知雜御史与雜端』、陳国燦・劉健明主編『《全唐文》職官叢考』、武漢大学出版社。

毛健「二〇〇七」『唐御史台獄考述』『湖南社会科学』二〇〇七年第二期。

孫鶴「二〇一八」『唐《御史台精舍碑》略說』『政法論壇』第三六卷第一期。

唐華全・王旭「二〇一三」『唐代御史台獄置廢探析』『河北師範大學學報·哲學社会科学版』二〇一三年第五期。

張榮芳「一九八七」『唐代京兆尹研究』、台灣學生書局。

張忱石「二〇一三」『唐御史台精舍題名考』補考』『文史』二〇一二年第一輯。

周紹良主編「一九九二」『唐代墓誌彙編』下冊、上海古籍出版社。

【付記】本稿は平成二十八年年度科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の研究成果の一部である。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

The Transformation of the Attendant Censor for Miscellaneous Affairs (侍御史知雜事) and the Censorate (御史台) in the Tang Dynasty

by

ONOGI Satoshi

In the early Tang, the Censorate (Yushitai 御史台) functioned effectively when the Three Bureaus Censors (Sanyuan yushi 三院御史), consisting of the Attendant Censors (Shiyushi 侍御史), the Palace Censors (Dianzhong shiyushi 殿中侍御史) and the Investigating Censors (Jiancha yushi 監察御史), were conscious of their responsibility to be “the eyes and ears of emperor,” and were able to supervise autonomously without being restricted by the chiefs of the Censorate (Taizhang 台長), consisting of a Censor-in-chief (Yushi dafu 御史大夫) and two Vice Censors-in-chiefs (Yushi zhongcheng 御史中丞). This autonomy had been preserved by the Attendant Censor for Miscellaneous Affairs (Shiyushi-Zhizashi 侍御史知雜事), the title awarded the longest-serving member of the Attendant Censors. As the head of the Three Bureaus Censors, the Shiyushi-Zhizashi had the authority to punish the Censors, which insured that the Three Bureaus could act autonomously.

The appointment of Yang Shenjin (楊慎矜), who became Zhizashi during Emperor Xuanzong's (玄宗) reign, raised the status of the Shiyushi-Zhizashi. This can be proved by analyzing the names of the Shiyushi-Zhizashi engraved on the stone monument of the Censorate Temple (Yushitai jingshe bei 御史台精舍碑). At that time, punishment of the Three Bureaus Censors was ritualized. The procedures for carrying out the punishment were meticulously stipulated, and the reprimand of a censor was conducted in front of the other censors. This ritualization enhanced the authority of the Shiyushi-Zhizashi, who determined the punishment. In the second half of the Tang, the Shiyushi-Zhizashi whose authority had been heightened helped the chiefs of the Censorate strengthen their control over the operations of the Censorate.

From mid- to late Tang, the chiefs of the Censorate further tightened control over the operation of the Censorate. Under the new system, the Shiyushi-Zhizashi was recommended by the chief of the Censorate, and was held simultaneously by the Langguan (郎官), consisting of the Directors

(Langzhong 郎中) and the Vice Directors (Yuanwailang 員外郎) of the Twenty-four Bureaus of the Six Ministries (Liubu ershisisi 六部二十四司) and of the Left and Right Offices of the Department of State Affairs (Shangshu dusheng zuoyousi 尚書都省左右司). Under the influence of the chiefs of the Censorate, the Shiyushi-Zhizashi strictly controlled the Three Bureaus Censors by exerting the authority to punish them. It is well known that in the mid- and late Tang, the Censor-in-chief was not always appointed, while the Vice Censors-in-chief became the acting Censor-in-chief. Consequently, the Shiyushi-Zhizashi functioned as the Vice-chief, and was recognized as the Vice-chief within the bureaucracy. As a result of the tightening of control by the chiefs of the Censorate, the Three Bureaus Censors gradually deviated from the ideal of “the eyes and ears of emperor,” and lost their autonomous status.

During the Five Dynasties, the rulers attributed the disorder of the Court to the malfunctioning of the Censorate. The Five Dynasties inherited the late Tang's system of the Shiyushi-Zhizashi, but the rulers of the Later Jin reinstated the system in which the longest-serving member of the Attendant Censors was appointed as the Zhizashi. However, a few years later, the system reverted again to that of the late Tang, and the previously instituted reform turned out to be a failure. The two reforms in the Later Jin indicate the loss of the Three Bureaus Censors' autonomous status. Thereafter, the system was inherited by the Northern Song without any change, and the Shiyushi-Zhizashi was established as the Vice-chief. In the reign of Emperor Shenzong (神宗), the Shiyushi-Zhizashi was renamed Shiyushi (侍御史). The title of Zhizashi itself disappeared, and its functions were carried out by the Shiyushi.